

第3期神奈川区地域福祉保健計画

素案



平成27年12月

横浜市神奈川区役所
神奈川区社会福祉協議会

はじめに

1 神奈川県地域福祉保健計画について	
(1)「地域福祉保健計画」とは	1
(2) 神奈川県における地域福祉保健計画策定の過程と振り返り	2
(3) 地域福祉活動計画との一体的な策定・推進について	3
2 第3期計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	5
(2) 計画の構成	5
(3) 第3期計画の特徴	6
(4) 計画期間	6
3 計画策定の背景について	7
4 区計画	
(1) 区計画とは	13
(2) 4つの柱と基本目標	13
(3) 計画の構成要素について	14
柱1：支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり	16
柱2：健やかで心豊かに生活できる地域づくり	20
柱3：地域を支える人材を支援する仕組みづくり	22
柱4：身近な支えあいの仕組みづくりとそれを推進する体制づくり	26
5 地区別計画	
(1) 地区別計画とは	32
(2) 策定経過	32
(3) 21地区の計画	33
6 推進について	
(1) 区計画の推進の考え方と推進組織について	34
(2) 地区別計画の推進の考え方と推進組織について	34
(3) 計画の振り返りについて	35
資料編	
計画中の用語について	38
第3期神奈川県地域福祉保健計画の策定経過	45
第3期神奈川県地域福祉保健計画 区計画策定推進会議 委員一覧	46

文中で、*がついている言葉等は、「資料編」に「計画中の用語について」を掲載しています。

1 「神奈川県地域福祉保健計画」について

神奈川県では、子どもから高齢者までのすべての方を対象に、区民との協働により「神奈川県地域福祉保健計画」を策定し、推進しています。

(1) 「地域福祉保健計画」とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として位置づけられています。(横浜市では、福祉と保健の取組を一体的に推進するため、第2期計画より名称を「地域福祉保健計画」としています。)

この中で、「地域福祉計画を策定するためには、あらかじめ、住民等の意見を反映させること」も定められています。横浜市における計画の策定・推進においても、住民、事業者、公的機関(区・区社会福祉協議会《以下「区社協」》・地域ケアプラザ等)が協働して取り組んでいます。

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区ごとの区計画(区(全体)計画、地区別計画)で構成されています。

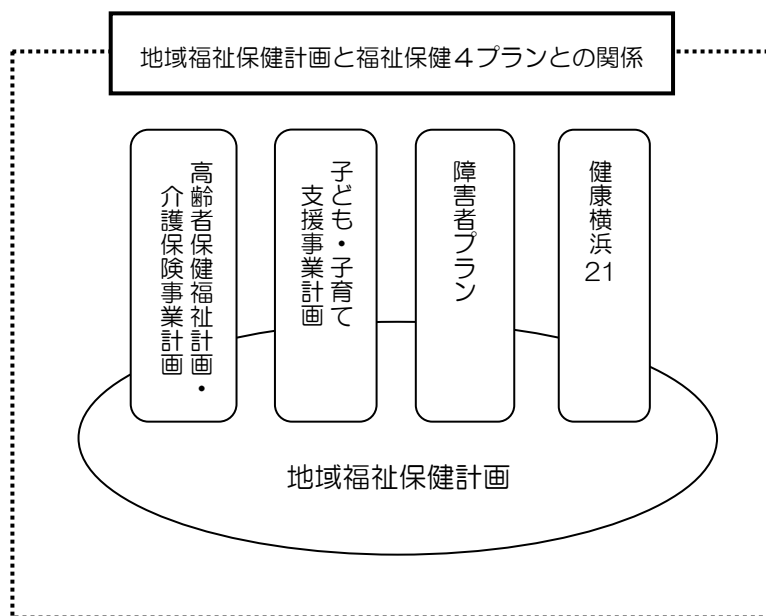
【市計画・区計画・地区別計画の関係】

横浜市の地域福祉保健計画			
	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特性に合った、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区、区社協、地域ケアプラザと協働して策定する計画
計画期間	第3期計画 平成26年度～30年度	第3期計画 平成28年度～32年度	

(参考:「第3期横浜市地域福祉保健計画」)

横浜市には、福祉や保健等の分野別計画である「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「横浜市子ども・子育て支援事業計画」「横浜市障害者プラン」「健康横浜21」があります。

地域福祉保健計画は、地域の視点から、これらの分野別計画に共通する方針や地域における取組の方向性などとの関連を意識し、連携しながら各対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画においても住民と協働で取り組んでいきます。



(2) 神奈川区における地域福祉保健計画策定の過程と振り返り

ア 第1期計画（平成17～21年度）

「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らす」ための計画として、平成16年度に「第1期神奈川区地域福祉保健計画」を策定しました。策定に当たっては、地区懇談会や関係団体懇談会、区民意識調査等から出された意見やデータをもとに、策定委員会で検討し区計画を策定しました。

地域におけるふれあい訪問や親子のたまり場づくり(すくすくかめっ子)などの取組が広がったほか、区では子育て支援拠点や地域ケアプラザなどの場づくりに取り組みました。一方で、高齢者、障害者など地域での支えあいを必要とする人が増え、「挨拶を交わす程度」のご近所づきあいから一歩進めた「お互いを支えあう」地域づくりが望まれました。

イ 第2期計画（平成22～27年度）

第1期計画での取組を踏まえ、より身近な地域課題の解決に取り組むため、「地区連合」を基本とした21地区ごとの「重点課題」と「地域の取組」を「地域ケアプラザ・地域包括支援センター」のエリアにまとめ、「地域別計画」として策定しました。

また、地域別懇談会等で出された各地区に共通する課題や区を取り巻く状況から、「地域のつながり」「地域活動を支える仕組みと組織」「担い手づくり」「情報の共有と発信」の4つの柱に基づく「区全体計画」を策定しました。

第3期計画の策定にあたり、第3期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱を踏まえて、3つの視点で振り返りを行いました。

【3つの視点と振り返りの主な結果】

視点1 地域の力を強くする基盤を作れているか。

→（振り返りの結果）

- ・ 第2期計画から地域ケアプラザ単位での地域別計画を策定したが、着実な計画推進のために、継続して21地区で推進や進捗を話し合える場が必要。
- ・ 活動の場や活動助成等とあわせ、区、区社協、地域ケアプラザ等が連携して、活動支援を充実していくことも求められている。

視点2 地域のつながりで、支援を必要とする人を必要な支援につなげることができているか。

→（振り返りの結果）

- ・ 認知症の高齢者が増加しており、認知症への理解を進め、地域で見守り支えるための取組が必要。
- ・ 障害者を地域で見守る取組の検討が災害時要援護者支援をきっかけに始まっている地区があるが、取組を広げていくには障害に対する理解の促進が必要。
- ・ 児童虐待などに対する地域関係者や区民の意識を高め、早期発見、早期対応に少しでも多くつないでいくことが求められている。

視点3 新たな担い手となる人材の発掘や既存の人材育成などの支援ができているか。

→（振り返りの結果）

- ・ 地域づくりデビュー講座等から地域のボランティアにつながった例もあるが、担い手の不足はどこ地域も課題となっており、効果的な支援の方法を検討することが必要。
- ・ 民生委員・児童委員等、現在活動している地域人材を支援する仕組みも必要。

これらの振り返りの結果と合わせ、横浜市の重点施策である健康寿命の延伸を目指した取組の推進や*地域包括ケアシステムのさらなる推進、*生活困窮者自立支援制度の創設等、第2期計画策定後に加わった新たな視点も取り入れながら、平成26～27年の2年間をかけて第3期計画の策定に取り組みました。

（3）地域福祉活動計画との一体的な策定・推進について

区社協では、地域住民と協力して、住民同士のつながりや支えあいの活動を支援するため、「区地域福祉活動計画」を策定・推進してきました。

「神奈川区地域福祉活動計画（平成24年度～27年度）」は、平成22年度に策定された「第2期神奈川区地域福祉保健計画」と基本理念、推進の柱、目標等について共通の視点を持って策定され、地域課題の解決に向けた取組が行われてきました。

これらの計画は、いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、「第3期神奈川区地域福祉保健計画」では、地域の皆さんにとって、よりわかりやすく、取り組みやすい計画となるよう、一体的に策定することとしました。

一体的に策定した計画の推進にあたっては、区、区社協、地域ケアプラザが地域の皆さんと協働で取り組んでいきます。

○ 神奈川区社会福祉協議会（区社協）

社会福祉法第109条に基づき設置された民間の社会福祉団体（社会福祉法人）です。区内の*地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）、自治会町内会、民生委員・児童委員、ボランティアグループなど地域活動団体等との連携・協働により「誰もが安心、安全に暮らせる」「自分らしく参加できる」まちづくりを目指した活動を行っています。

【主な活動内容】

- ① 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進（住民支えあいマップづくり、地区社協活動の推進、地域福祉団体等への助成など）
- ② 幅広い福祉保健人材の育成（ボランティア活動の推進、福祉教育の推進など）
- ③ 権利擁護の推進、高齢者・障害児者・子育て中の親・生活困窮者への支援（あんしんセンター、外出支援サービス事業など）
- ④ 福祉保健活動に関する相談支援、ネットワークづくりなど

○ 地域ケアプラザ ～身近な福祉保健の拠点～

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域をつくっていくための拠点として、地域の福祉保健活動への支援や交流の場を提供しています。また、身近な場所で、福祉保健に関する相談の窓口となり、サービス等を総合的に提供する役割も担っています。

【3つの機能】

- ① 地域活動交流
活動の場の提供、地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり、ボランティア活動の担い手の育成
- ② 福祉や保健に関する相談・支援（地域包括支援センター）
介護保険に関する相談・助言・調整、介護予防の取組、権利擁護、ケアマネジャーや事業者、地域関係者などとの支援ネットワークの構築
- ③ 福祉サービス・保健サービス
高齢者デイサービス等

2 第3期計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らせるまちをつくろう」

神奈川区では、第1期から、下記の考え方に基づいて、地域にお住いのすべての人を対象に、地域福祉保健計画を推進してきました。第3期計画を策定するにあたり、この考え方を「基本理念」として継承していきます。

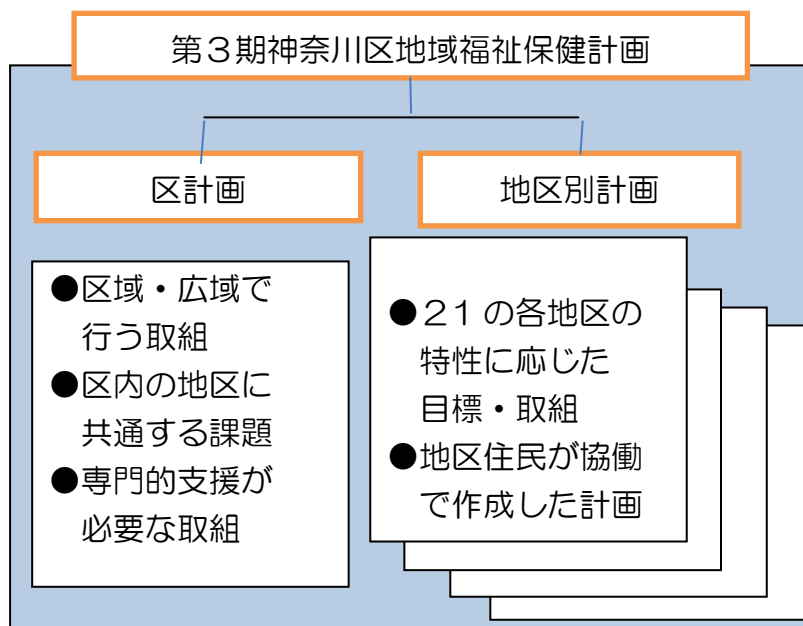
第1期から引き継いできた考え方

- 地域では、性別、年齢、職業、国籍など様々な違いを尊重しつつ、多くの人々が暮らしている。
- 地域で生活する上で、何か困ったことや悩みなどを相談できる場所があったり、一緒に考えてくれる人がいたりすることは安心感につながる。
- そのためには、お互いを知り、人と人とのつながりを大切に、支えたり支えられたりのお互い様の関係をつくるのが大切。
- 地域の支えあいの取組を進め、地域課題解決に向けた取組を充実していくことが地域福祉の推進である。
- 地域で暮らす様々な人が自分らしく生活できる地域をつくるのが、いきいきと暮らしていくことにつながる。
- これからも住み続けたいまちをつくっていくために、この計画を推進する。

(2) 計画の構成

神奈川区地域福祉保健計画は、「区計画」と「地区別計画」により構成されています。

神奈川区では、第3期から「地区別計画」を21の地区連合エリアごとに策定することとし、地区の特徴や課題の解決に向けた地域の主体的な取組を示す内容としています。「区計画」は地区別計画や地域活動を支援するための取組や区域全体で進めるべき取組を中心に盛り込んでいます。

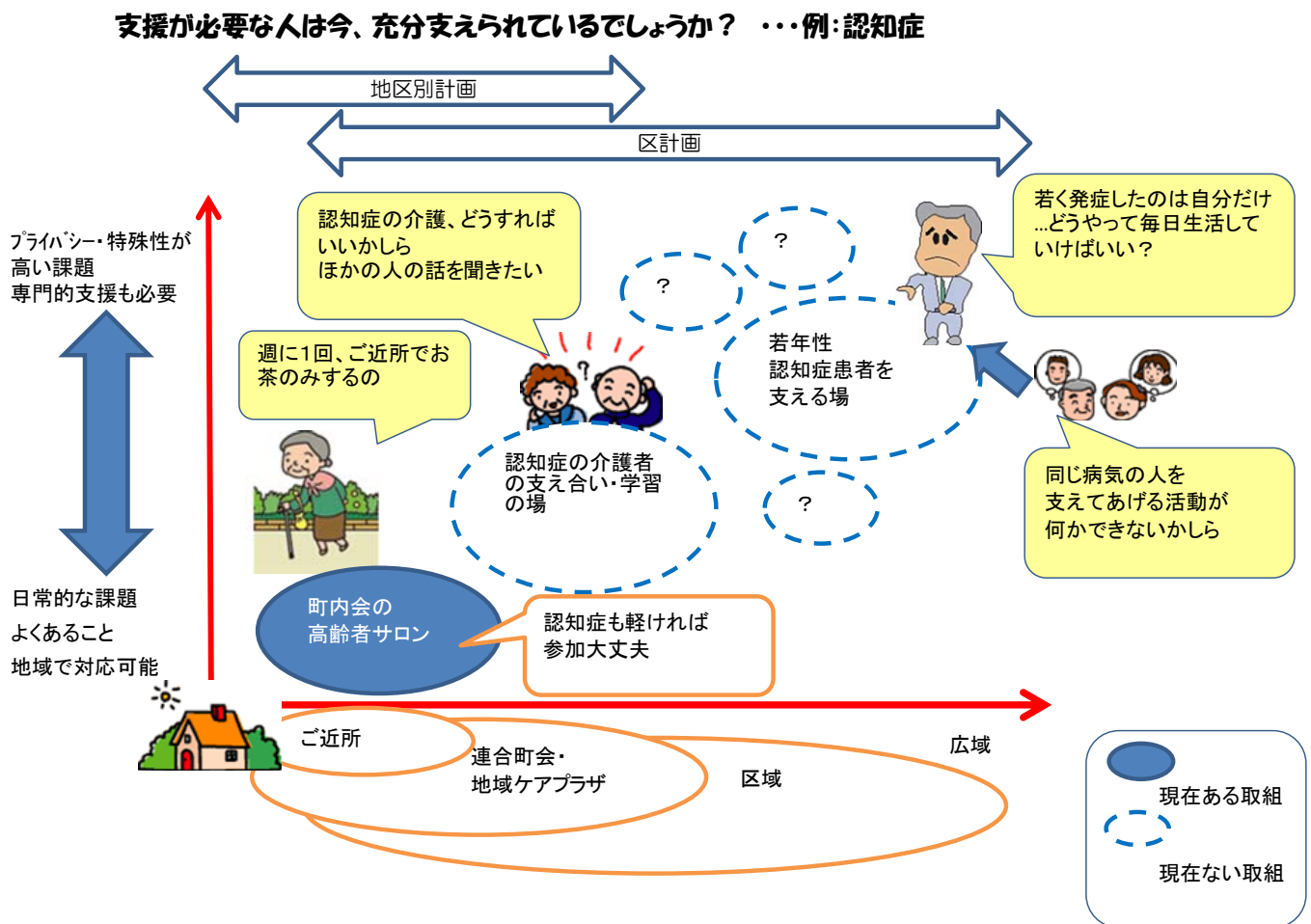


(3) 第3期計画の特徴

第1期及び第2期地域福祉保健計画での取組の振り返りや地区別計画策定推進懇談会での検討結果、また区民意識調査や活動団体へのインタビューなどの結果に社会情勢等も加味し、第3期計画を策定しています。策定に当たっては「第3期横浜市地域福祉保健計画」で示されている方向性のほか、次の点を大切にしながら計画としてまとめました。

- 区計画と地区別計画の関係性を明確にし、区計画では地区別計画の取組を支援する取組や各地区での共通の課題、また区域でしか取り組めないこと、例えば対象者が少ない課題や専門的支援の必要な課題等への取組を記載しました。
- 区計画を「地域」に主眼を置いた構成とし、支援が必要な人への取組の他、予防施策についても明確にしました。また、地区別計画策定推進懇談会で意見の多かった地域人材の育成や地域の基盤である地域組織の充実、その取組を支援する区、区社協、地域ケアプラザの役割についても記載しました。
- 地区別計画はより身近な地域課題について話し合い、解決に向けての取組に結びつきやすいよう、21の地区連合エリアで策定しました。
- 区計画、地区別計画ともに、これから5年間の推進とその取組の確認の考え方について明確にしました。

【区計画と地区別計画の関係 イメージ図】



(4) 計画期間

平成28年度から32年度の5年間とします。

3 計画策定の背景について

《神奈川区の特性》

神奈川区は区域全体を通じ、起伏に富んだ地形を有しています。

また、大型の集合住宅の建設が進む臨海部や農地が広がる丘陵部のほか、活気のある商店街や工業地域、漁業を営む地域など、区の中でも様々な特性があります。

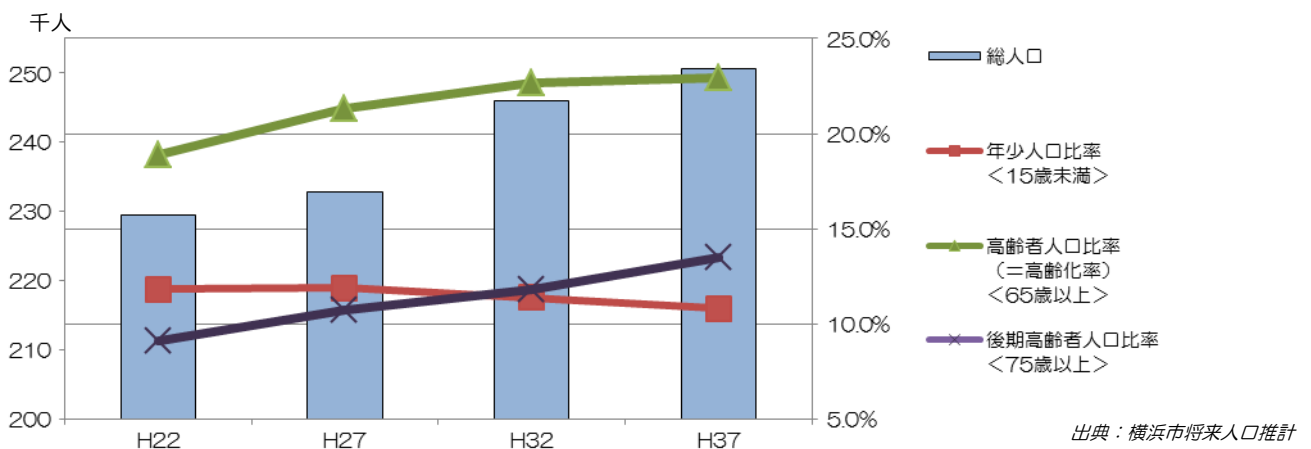
今後は、神奈川東部方面線の開通に伴う羽沢駅（仮称）の開設や、東神奈川臨海部周辺地区の再開発の進捗などにより、人口の増加や、交通の流れなど生活環境等の変化が見込まれています。

《人口等動態》

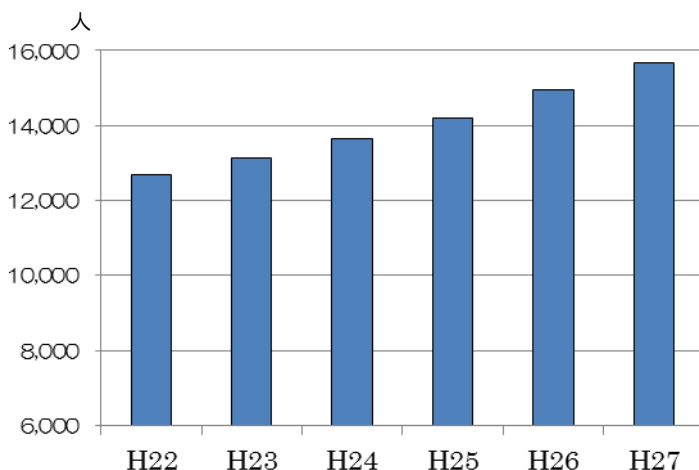
平成 27 年 3 月現在、神奈川区の高齢化率は 21% を超え、“超高齢社会” を迎えました。また『横浜市将来人口推計』によると、これから 10 年間で区全体の人口が約 2 万人増加する見込みですが、年少人口比率が緩やかに低下傾向であるのに対し、高齢化率は上昇の一途をたどる予測となっています。特に 75 歳以上の後期高齢者の割合は、10.7% から 13.5% へと、約 3% の増加が見込まれています。

また、区内の「ひとり暮らし高齢者数」・「要介護認定者数」・「障害者手帳の交付数」などについて、第 2 期計画を策定した時期（平成 22 年）と比べ、いずれも増加しており、今後も増加することが見込まれます。

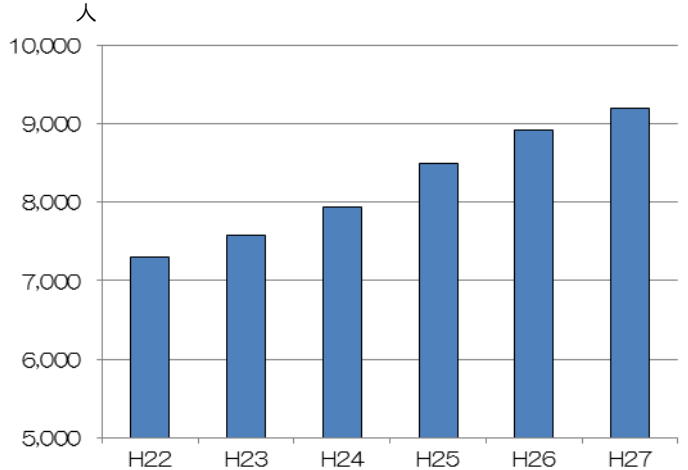
区内総人口及び各人口比率推移・推計



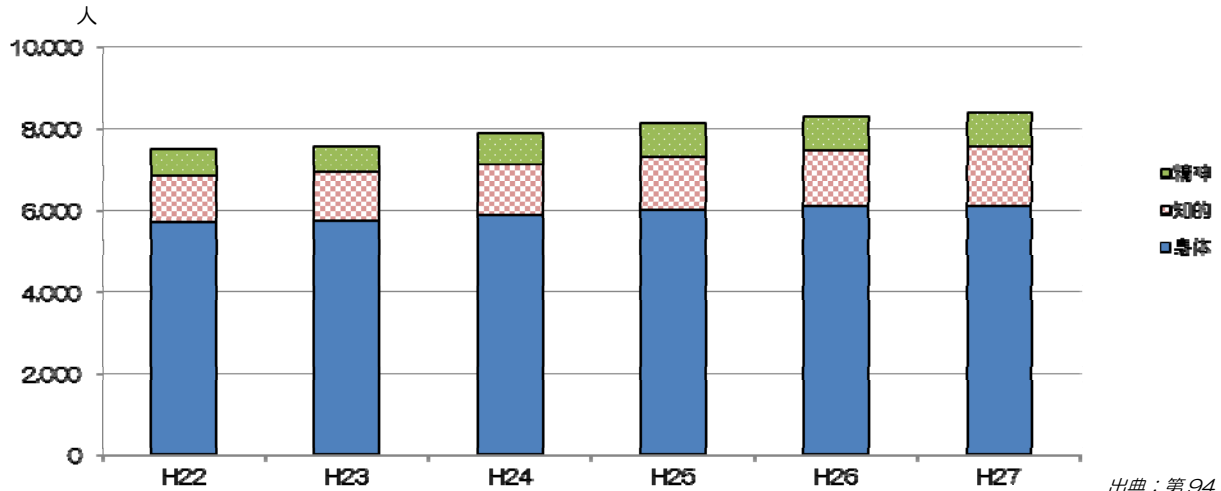
区内ひとり暮らし高齢者数推移



区内要介護認定者数推移



区内障害者手帳交付者数推移

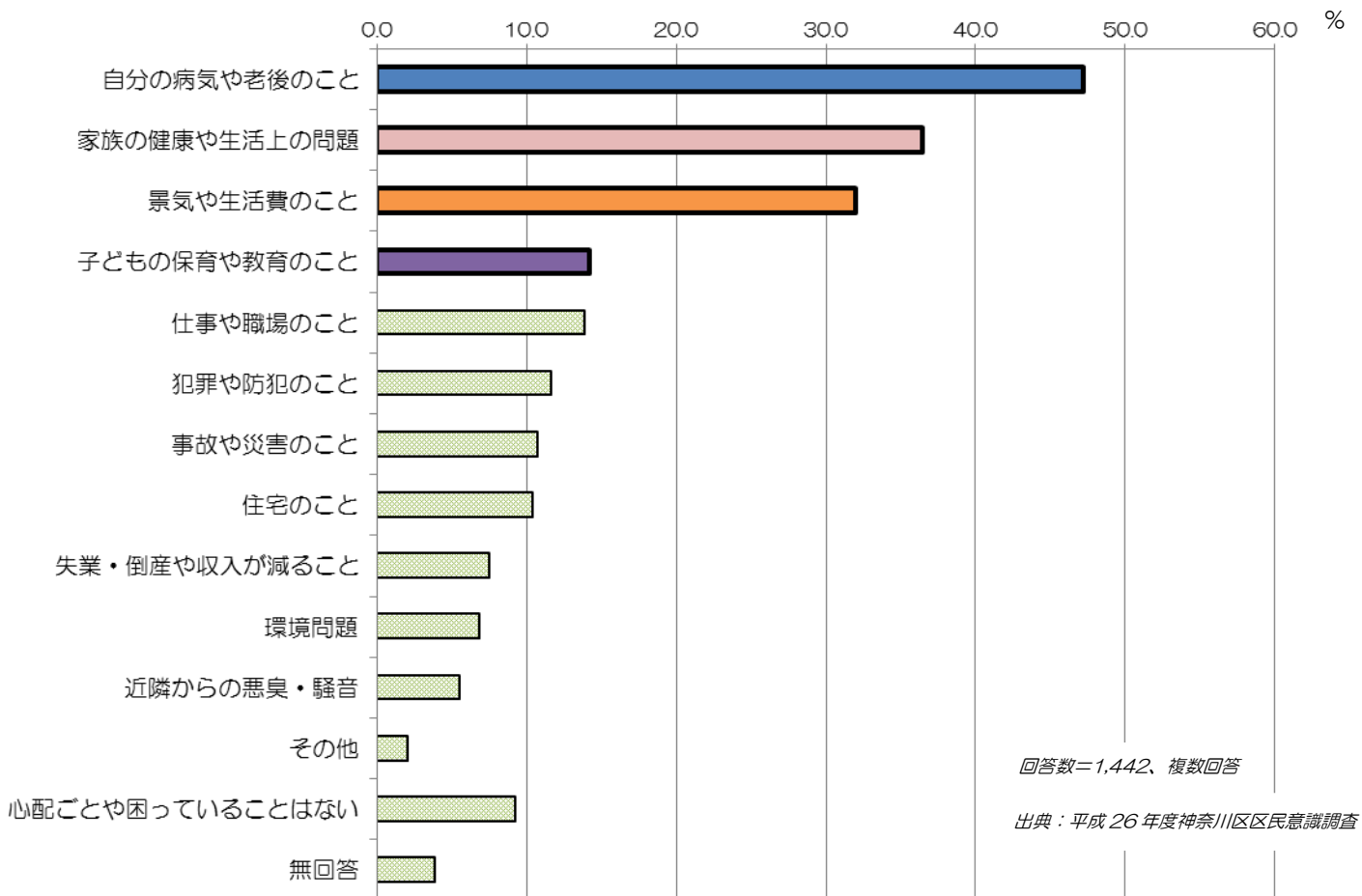


《神奈川県での暮らしについて》

日々の生活においては、約9割の人が心配ごとや困りごとを抱えています。

中でも、約半数の人が「自分の病気や老後のこと」に、3割以上の人が「家族の健康や生活上の問題」や、「景気や生活費のこと」にそれぞれ不安を抱えているとの回答をしており、次いで「子どもの保育や教育のこと」の回答が上位となっています。

「あなたは、近頃、ご自分やご家族の生活のことで心配ごとや困っていることがありますか？」

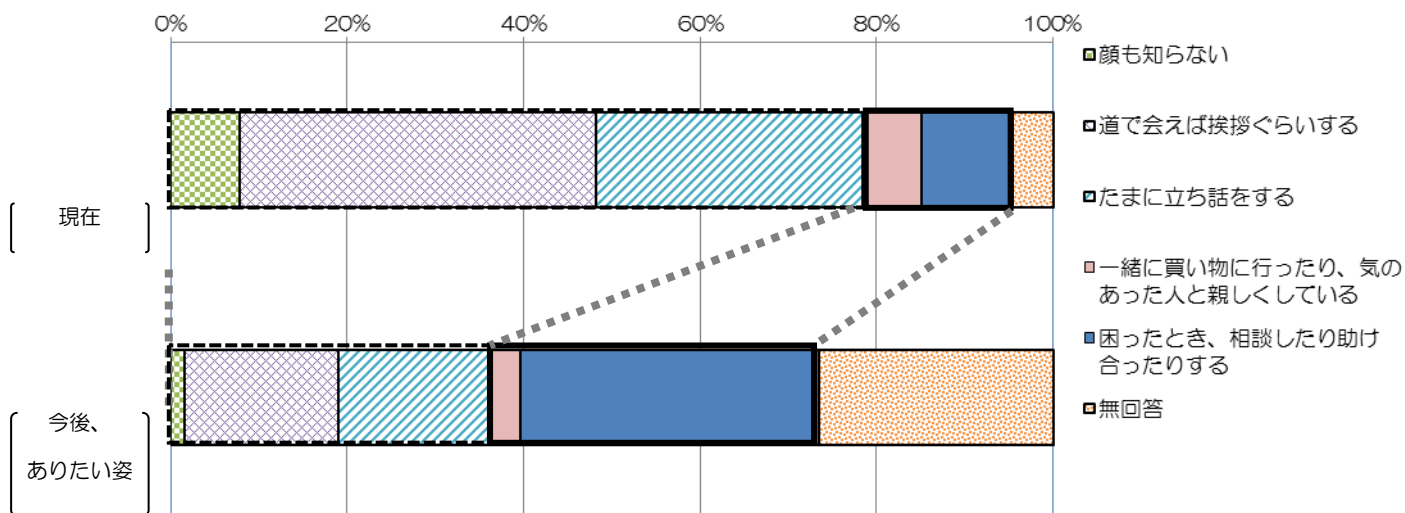


《隣近所とのつながりについて》

隣近所とのつながりについて、今後「こうありたい」と考える付き合い方は、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」との回答が最多であり、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」との回答と合わせ、これまでよりも一歩進んだ付き合い方を望んでいる人が多いことがうかがえました。

また、隣近所での困りごとに対して、過半数の人が「声かけや安否確認」について、3割以上の人が「ごみ出しの手伝い」や「話し相手やちょっとした相談相手」などについて、「手助けできそう、あるいは手助けしている」と回答しています。

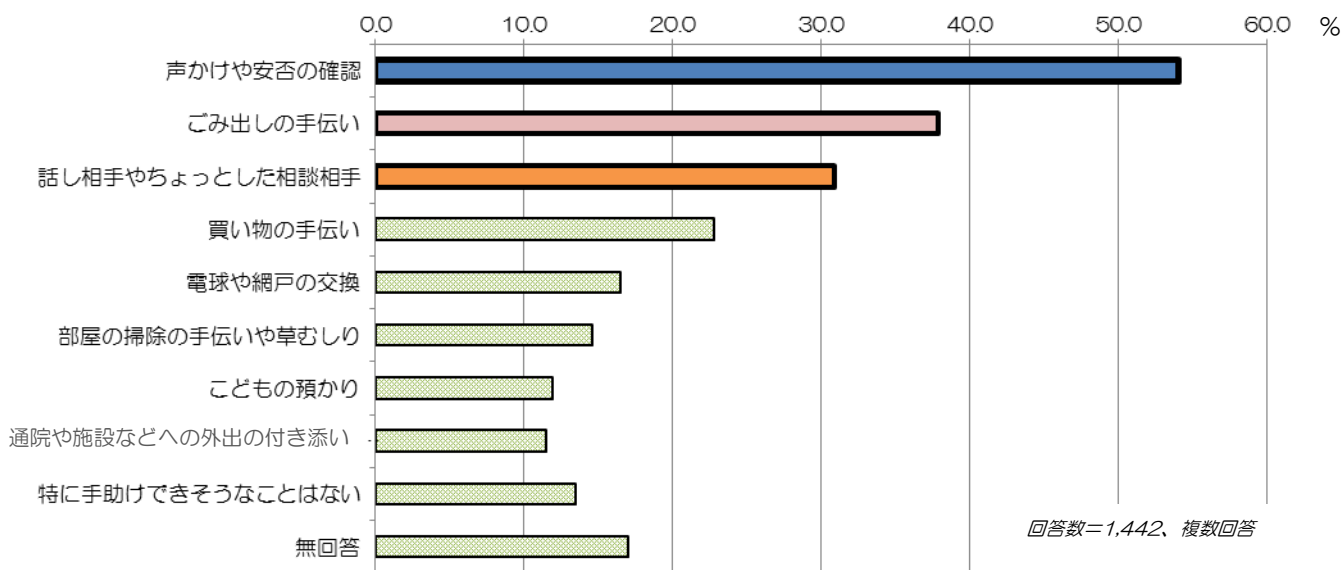
「隣近所と、どのような付き合い方をしていますか？」



回答数=1,442

出典：平成26年度神奈川区区民意識調査

「ちょっとした困りごとがあった場合に、あなたが隣近所で手助けできそうなこと、または手助けしていることはありますか？」



回答数=1,442、複数回答

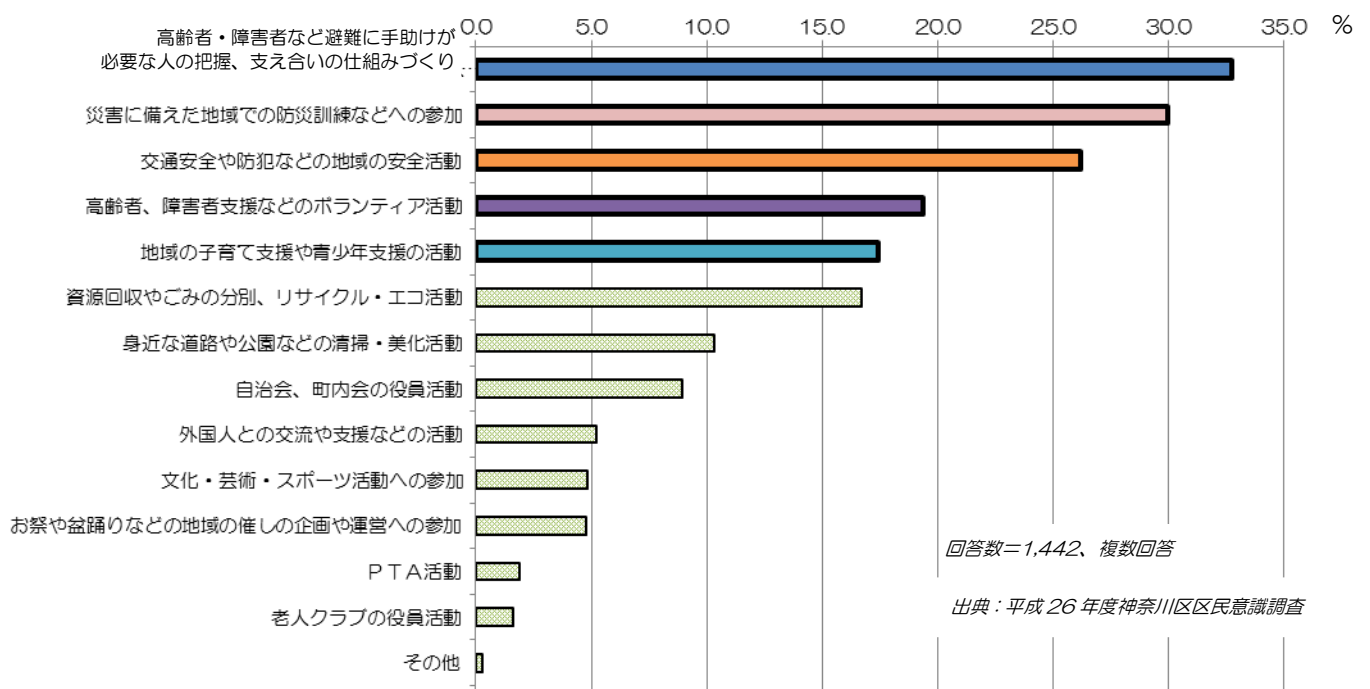
出典：平成26年度神奈川区区民意識調査

《地域の活動について》

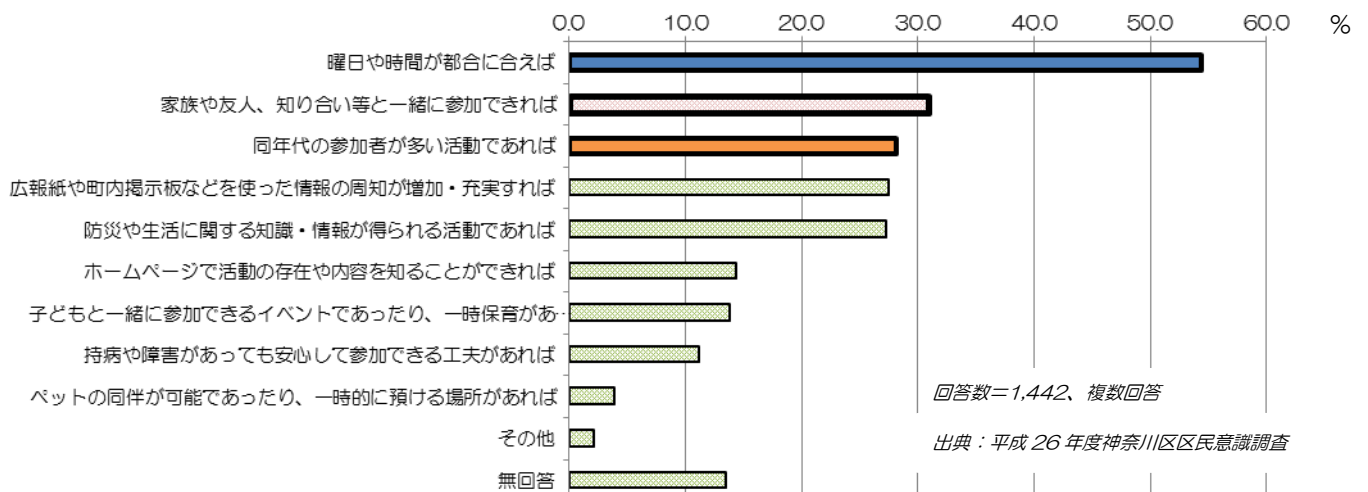
地域活動で、特に重要と考える取組について、「高齢者・障害者など避難に手助けが必要な人の把握、支えあいの仕組みづくり」との回答が最多であり、「防災訓練」や「地域の安全活動」と続きます。また、「高齢者・障害者支援」や「子育て・青少年支援」の回答も多く、共助の取組に対する意識の高さがうかがえます。

更に、今後それらの地域活動に参加するためには、過半数の人が「曜日や時間が都合に合えば」と回答しています。また、「家族や友人、知り合いと一緒にあれば」・「同年代の参加者が多ければ」との回答もそれぞれ約3割を占めていることから、1人きりではなく知人や同年代の人たちと共に、地域ぐるみで活動に参加できる工夫を新たにすることで、より多くの人々が地域活動に参加できるようになると考えられます。

「どのような地域活動が特に重要であると考えますか？」



「自治会・町内会の活動について、あなたはどんな工夫があれば活動に参加できるようになる、または今まで以上に参加しやすくなると思いますか？」

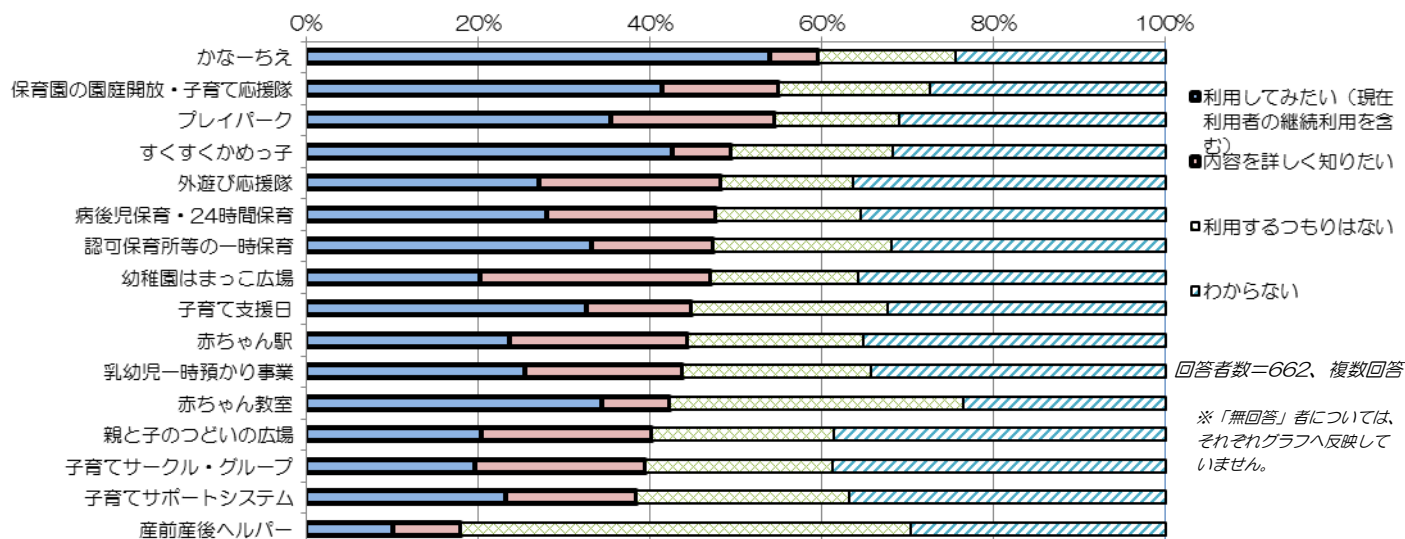


「地域の子育て環境について」

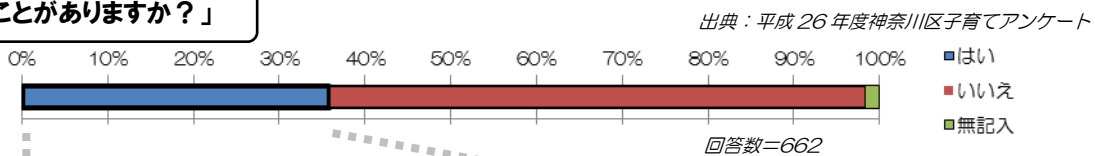
地域の子育て支援の場の利用状況について、「今後利用してみたい（現在利用者の継続利用を含む）」・「内容を詳しく知りたい」との回答は、*地域子育て支援拠点「かなーちえ」・「保育園の園庭開放・子育て応援隊」・「プレイパーク」・「すくすくかめっ子」・「外遊び応援隊」の順で多く、親子交流や外遊び関連施設への関心が高いことがうかがえます。

なお、「すくすくかめっ子」に参加したことがある人は全体の4割弱という結果でしたが、当該参加者の約8割が「参加して良かった」との感想を回答しており、活動内容の満足度の高さがうかがえます。

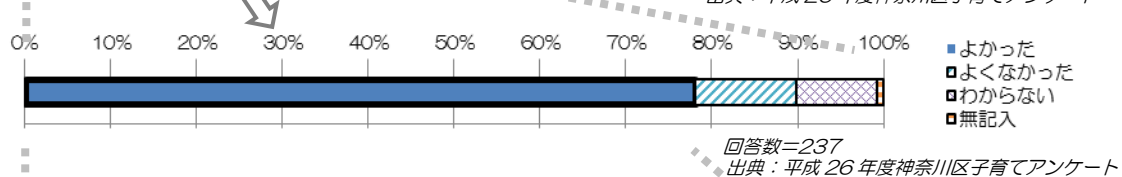
「地域の子育て支援の場の今後の利用について」



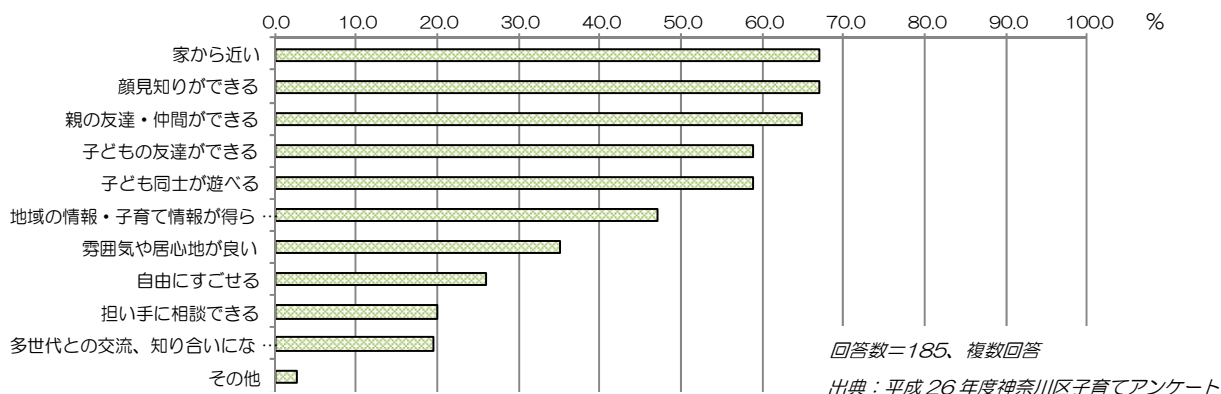
「すくすくかめっ子に参加したことがありますか？」



「参加した感想について」



「参加してよかったことについて」



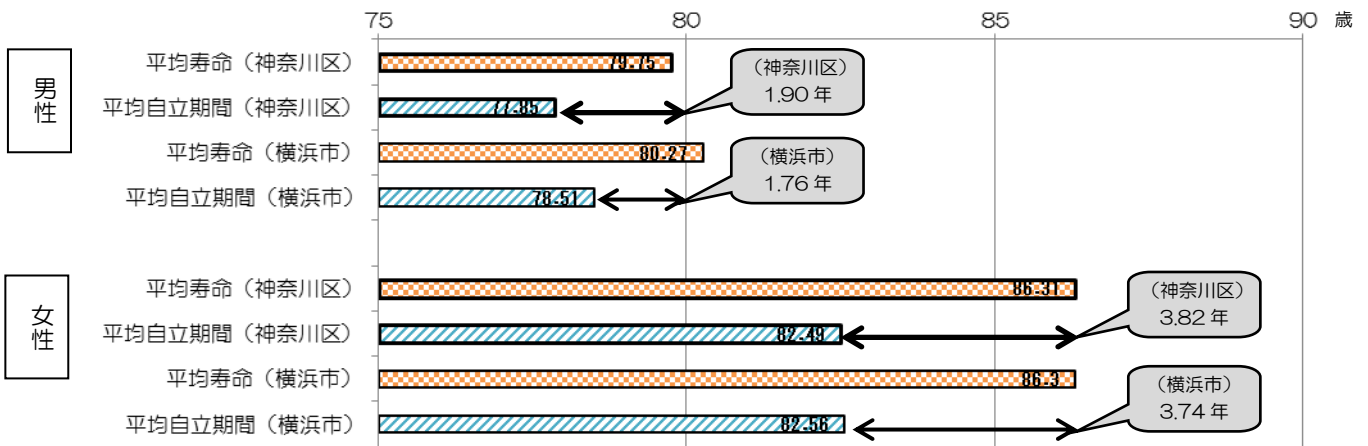
《健康づくりについて》

神奈川県民の平均自立期間は、男性が77.85歳、女性が82.49歳となっています。平均寿命から算出すると、日常生活に介護を要する期間が、それぞれ男性で1.57年、女性で3.63年発生する見込みとなり、男女ともそれぞれ横浜市平均よりも高い数値となっています。

生活習慣面では、健康づくりのためにこれから取り組みたいことについて、回答は「適度な運動」・「十分な睡眠」・「定期的な健康チェック」・「バランス良い食事」と、4点に集中しています。

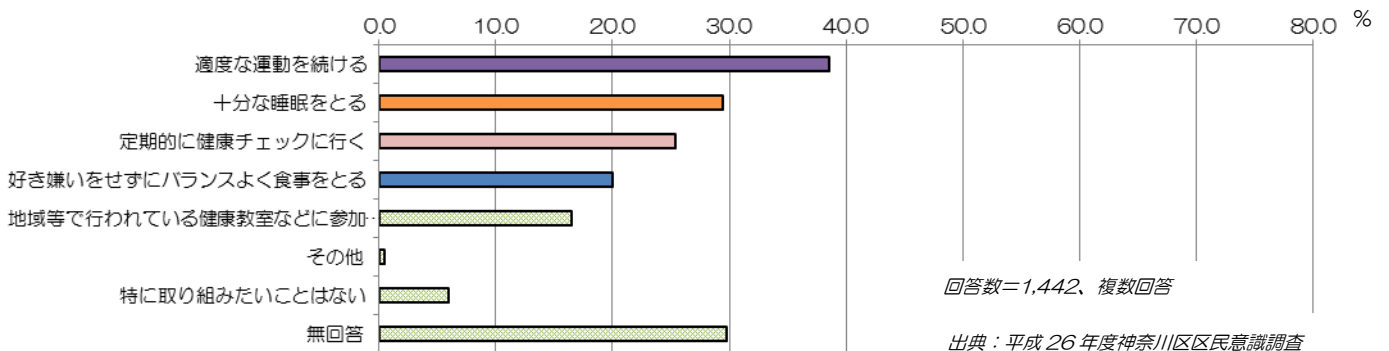
また、国民健康保険の特定健診受診率について、区内平均が19.2%となっており、横浜市平均である20.4%を下回っています。

「平均寿命と平均自立期間について」

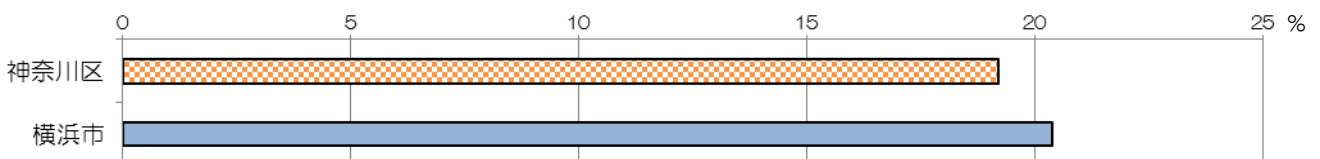


出典：平成23年度区別平均自立期間
男女別平均寿命（横浜市・18区別）

「健康づくりのために、これから取り組みたいことはありますか？」



国民健康保険特定健診受診率



出典：平成25年度法定報告

4 区計画

(1) 区計画とは

区計画は、「地区別計画の活動を支える取組」や専門性が高く地域の方が主体の活動だけでは解決が難しい多様な課題について「区域全体の福祉保健課題の解決に向けた取組」として取り上げ、区、区社協、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）などが区全体を対象として行う事業や取組、また様々な主体と協働して取り組む事業等を盛り込んでいます。

第3期計画では、第2期の振り返り結果、「平成26年度区民意識調査」等のデータや施策動向、地区別計画策定懇談会等での地域の声、団体へのインタビューの結果を踏まえ、4つの「推進の柱」を定めました。

この4つの柱ごとに、計画期間終了時に達成を目指す「基本目標」と基本目標ごとに「5年間の取組の方向性」を示し、それに沿って具体的な取組を進めていきます。

(2) 4つの柱と基本目標

基本理念：誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らせるまちをつくろう

柱1 支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり

様々な困難と向き合いながら生活している人が、地域で、いきいきと暮らすには、住民同士としての相互理解や必要な情報を得ることが大切です。

基本目標

- 1-①：お互いの理解を進め、必要な人に、必要な情報を届けます
- 1-②：さまざまな人がつながり、お互いに支えあうことができる地域づくりを進めます

柱2 健やかで心豊かに生活できる地域づくり

こどもや青少年の健やかな育ちや高齢者の地域での活躍など、全ての世代で、いきいきと生活を送るには、心身の健康を保つことや人とのつながりや交流が大切です。

基本目標

誰もがいきいきと健やかに生活できる地域づくりを進めます

柱3 地域を支える人材を支援する仕組みづくり

地域課題解決のために取り組む人材の支援や、新たな人材の育成、福祉施設、企業、区、区社協等の連携を進め、地域全体の活力を高めます。

基本目標

- 3-①：さまざまな人たちが地域と関わる仕組みづくりを進めます
- 3-②：地域福祉保健活動を広げるための環境づくりを進めます

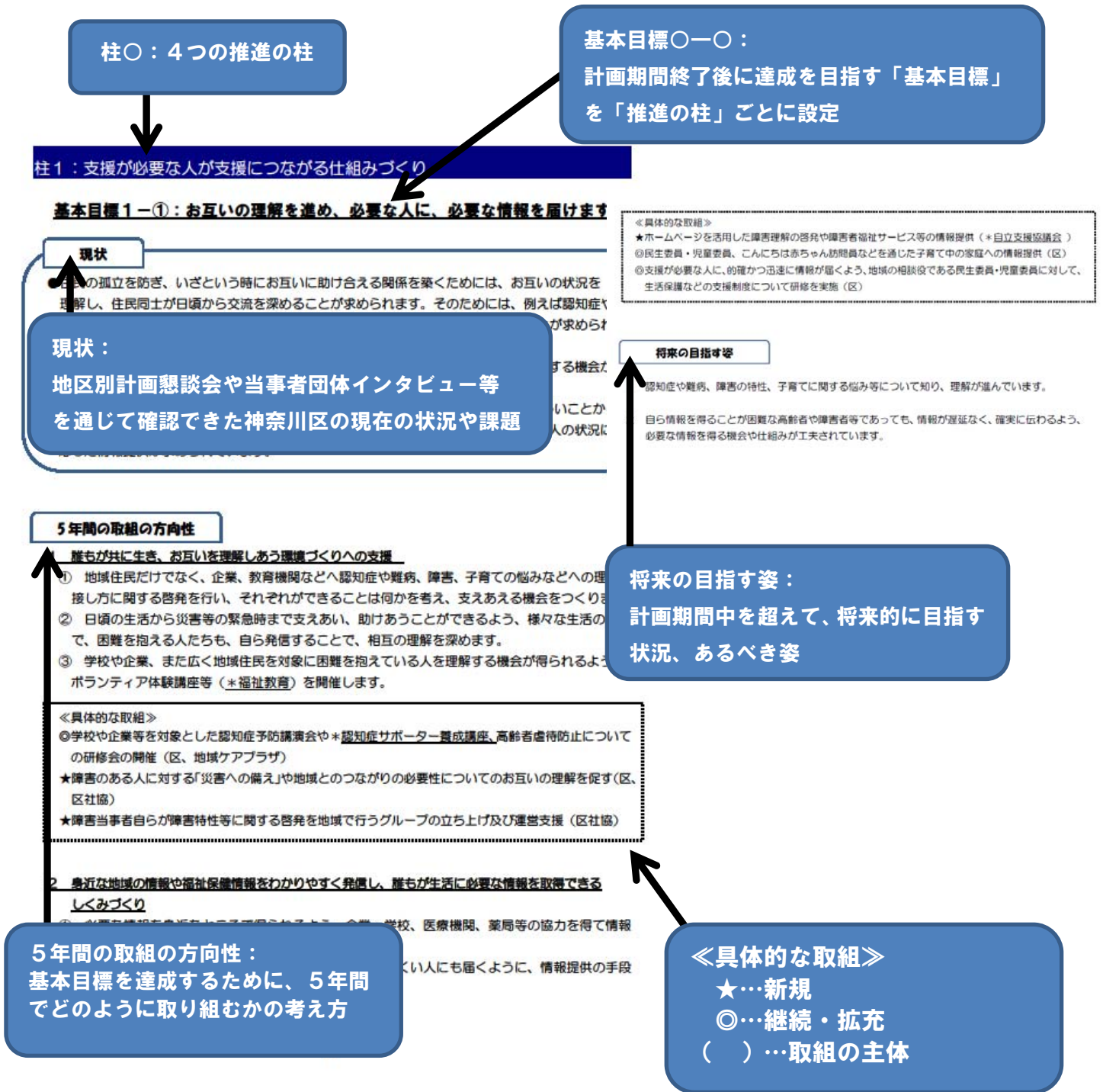
柱4 身近な支えあいの仕組みづくりとそれを推進する体制づくり

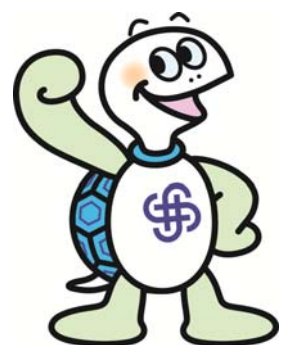
町内会や地区社協、民生委員・児童委員など、地域課題解決に取組む組織同士、相互の連携を強化することで地域の力も強くすることができます。

基本目標

- 4-①：地域の力を強くする基盤づくりを進めます
- 4-②：区、区社協、地域ケアプラザ等が連携し、地域活動を支援します

(3) 計画の構成要素について





柱1：支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり

基本目標1－①：お互いの理解を進め、必要な人に、必要な情報を届けます

現状

- 住民の孤立を防ぎ、いざという時にお互いに助けあえる関係を築くためには、お互いの状況を理解し、住民同士が日頃から交流を深めることが求められます。そのためには、例えば認知症や*難病、*障害、子育ての悩みなど、その人が抱えている困難に対する理解が進むことが求められています。
- 困難を抱えている人自身や家族が、地域住民と日常生活の中で出会ったり、共に活動する機会が少ない現状があります。
- 様々な情報が、インターネットなど誰でも取りやすい状況にある一方で、種類も量も多いことから、困難さに直面している人にとって必要な地域情報や福祉保健情報が届くように、その人の状況に応じた情報提供が求められています。

5年間の取組の方向性

1 誰もが共に生き、お互いを理解しあう環境づくりへの支援

- ① 地域住民だけでなく、企業、教育機関などへ認知症や難病、障害、子育ての悩みなどへの理解と接し方に関する啓発を行い、それぞれができることは何かを考え、支えあえる機会をつくります。
- ② 日頃の生活から災害等の緊急時まで支えあい、助けあうことができるよう、様々な生活の場面で、困難を抱える人たちも、自ら発信することで、相互の理解を深めます。
- ③ 学校や企業、また広く地域住民を対象に困難を抱えている人を理解する機会が得られるよう、ボランティア体験講座等（*福祉教育）を開催します。

《具体的な取組》

- ◎学校や企業等を対象とした認知症予防講演会や*認知症サポーター養成講座、高齢者虐待防止についての研修会の開催（区、地域ケアプラザ）
- ★障害のある人に対する「災害への備え」や地域とのつながりの必要性についてのお互いの理解を促す（区、区社協）
- ★障害当事者自らが障害特性等に関する啓発を地域で行うグループの立ち上げ及び運営支援（区社協）

2 身近な地域の情報や福祉保健情報をわかりやすく発信し、誰もが生活に必要な情報を取得できるしくみづくり

- ① 必要な情報を身近なところで得られるよう、企業、学校、医療機関、薬局等の協力を得て情報提供の場を増やします。
- ② 地域で行われている活動の内容や場所等の情報が得にくい人にも届くように、情報提供の手段や機会を工夫します。

《具体的な取組》

- ★ホームページを活用した障害理解の啓発や障害者福祉サービスなどの情報提供（*自立支援協議会）
- ◎民生委員・児童委員、こんにちは赤ちゃん訪問員などを通じた子育て中の家庭への情報提供（区）
- ◎支援が必要な人に、的確かつ迅速に情報が届くよう、地域の相談役である民生委員・児童委員に対して、生活保護などの支援制度について研修を実施（区）

将来の目指す姿

- 1 認知症や難病、障害の特性、子育てに関する悩みなどについて知り、理解が進んでいます。
- 2 自ら情報を得ることが困難な高齢者や障害者等であっても、情報が遅延なく、確実に伝わるよう、必要な情報を得る機会や仕組みが工夫されています。

柱1：支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり

基本目標1-②：さまざまな人がつながり、お互いに支えあうことができる地域づくりを進めます

現状

- 地域の人とつながり交流を深める機会や居場所をつくり、例えば、病気や障害のある人、生活に困窮している人、子育てに悩む人、ひきこもりなどの困難を抱える人などが、孤立することなく、状況が深刻になる前に支援につなげていくことが必要です。
- 日常生活の中で困っている人の存在に気づき、お互いに支えあうためには地域の見守りが大切となっています。多くの住民が世代を超えて、気軽に話せる機会が求められています。
- 災害時や困った時だけでなく、支援を必要とする人も支援をしようという人もお互いに顔の見える関係の中で、日頃から地域とつながることで、安心して住み続けられることができ、いざというときの助けあいにつながります。

5年間の取組の方向性

1 当事者やその家族、多世代の交流を深める取組

- ① 地域住民、企業、商店や関係機関と協力して、誰もが利用できる居場所や、多世代が集える場を増やし、様々な人の交流の充実に取り組みます。
- ② 病気や障害がある人やその家族が、地域の行事に参加したり、逆に地域の人が、当事者が参加している集いの場や活動に参加するなど、交流を深められる機会を増やします。
- ③ 子どもとその養育者が生き生きと過ごし、地域の人と交流できる場づくりを進めます。

≪具体的な取組≫

- ◎各地域で行われている「介護者のつどい」などの開催（地域ケアプラザ）
- ◎障害者が利用する施設と地域ケアプラザがお祭りなどのイベントを合同で開催（各施設・地域ケアプラザ）
- ◎市立保育園における園庭開放、ランチ交流会、外遊び体験での子育て中の親や子の交流の機会づくりや、外遊びの機会や場を広げる活動に賛同する担い手の育成や交流（区）

2 見守りや支え合いが地域全体に広がる仕組みづくり

- ① 地域の中で孤立している人や災害時に支援が必要な人の困り事を早期にキャッチし、必要な支援につなげることができるよう、プライバシーに配慮した住民同士の日頃からの見守り体制を強化します。
- ② 地域住民だけでなく、商店、企業、学校等も困っている人を見守り、必要時関係機関へ相談することができる仕組みづくりをすすめます。
- ③ 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、日頃からの地域の活動の中で、要援護者の情報が適切に把握できるよう支援します。
- ④ *地域ケア会議、*養育支援連携会議など区単位、地区単位での分野別ネットワークを構築し、横の連携を図るとともに、分野別のネットワーク同士をつなぐ機会をつくります。

《具体的な取組》

★地域・企業・関係機関で地域別に見守るネットワークの立ち上げ（区社協）

◎認知症の方を地域で見守る仕組みとしての*神奈川県徘徊高齢者 SOS ネットワークの推進とおまもりライトの普及（区、地域ケアプラザ）

◎ふれあい訪問の充実のための事業見直しの検討（区、区社協）

◎*成年後見制度や*障害者後見的支援制度の普及（区、区社協、地域ケアプラザ）

◎児童虐待の防止や早期発見、早期対応を目的とした地区別養育支援連携会議の開催（区）

◎各地区で取り組んでいる「住民支えあいマップ」の作成支援（区社協）

※おまもりライト：高齢者が徘徊や外出時にもしものことがあった際に、迅速に身元確認や緊急連絡先へ通報できるよう登録番号が記載された「LED ライト付きのキーホルダー」のことをいいます。

将来の目指す姿

- 1 地域の行事やサロンなどの活動を通して交流を深め、地域の中で孤立する人をつくらない取組が進んでいます。
- 2 地域全体で、平常時でも災害時でも、支援を必要としている人を見守り支えあう仕組みがひろがっています。

基本目標：誰もがいきいきと健やかに生活できる地域づくりを進めます

現状

- 誰もが生き生きとその人らしく生活するには、心身の健康の維持や増進が重要であり、乳幼児期から高齢期のライフステージに合わせた予防の取組を行う必要があります。
- 子どもや青少年が健やかに成長できるよう、安心して遊べる場や、仲間と活動できる機会や居場所が必要です。また親子や青少年を温かく見守る地域づくりが求められています。
- いきいきと健康で活動的な生活を送るためには、地域活動や趣味活動など人とのつながりや世代を超えた交流（*つながり de 健康づくり）が求められています。また地域の中で活躍できる環境を整える必要があります。
- 地域では健康に関する様々な活動や講座等が開催されていますが、情報を得る機会が限られています。地域人材・企業・保育・学校等と協力し、日頃の生活の中で、健康に関する情報を入手できるよう環境を整える必要があります。

5年間の取組の方向性

1 子どもから青少年まで健やかに育つ地域づくり

- ① 乳幼児の親子が相互にも周囲ともつながり、幼い頃から幅広い遊びを体験し成長できるよう、様々な人との交流や体験ができる場や機会を充実させていきます。
- ② 放課後などに安心して過ごせる居場所の情報を整理し、提供する仕組みをつくります。また、小中高生が暖かく見守られながら成長できる地域づくりについて、地域施設や、青少年指導員などの地域支援者とともに検討します。
- ③ 乳幼児期から、生涯にわたり健やかに過ごせる生活習慣を身に付けられるよう、幼稚園や保育園、学校、家庭、地域と連携協力し、健康に関する知識の啓発や参加できる活動を増やします。

《具体的な取組》

- ◎地域子育て支援拠点「かなーちえ」と連携した親子のたまり場「すくすくかめっ子」の運営や立ち上げ支援（区）
- ★子どもたちが楽しく体を動かすことができるように保育士が考案した「かめ太郎こども体操」を活用した親子の健康づくりの推進（区）
- ◎区内全小学校への放課後キッズクラブ設置と運営支援（区）
- ◎食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携した保育園や小学校での食育交流会の開催（区）
- ◎小中学生向けの障害者スポーツ講座の開催と更生保護団体と協力した青少年の喫煙問題等の学校向け周知（区社協）

2 働き・子育て世代などが健康を見直す機会づくり

- ① 仕事や子育て等で忙しい中でも、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、働き・子育て世代に多い健康問題や予防に関する啓発を進めます。
- ② 職場やP T A などの集団や世代の特性に合わせ、ちょっとした機会に取り組める健康づくりの活動を増やします。

《具体的な取組》

- ◎保健活動推進員や地域子育て支援拠点「かなーちえ」と連携し、乳がんの早期発見に向けた啓発活動を実施（区）
- ◎企業と連携した健康講座の開催や健康キャンペーンの実施（区）
- ◎乳幼児健診や両親教室等での健康づくりに関する情報提供（区）

3 シニア世代がいつまでも自分らしく活躍できる地域づくり

- ① 身近なエリアで仲間と行う介護予防や認知症予防の活動が充実するよう、保健活動推進員やヘルスマイト、*認知症キャラバンメイトなどの地域人材が中心となり、参加しやすい活動をすすめます。
- ② 趣味等既存のグループ活動に、健康づくりに役立つ内容を取り入れてもらう取組をすすめます。
- ③ 様々な地域活動で、老人クラブと連携し、高齢者が活動・活躍できる場や機会を作り、地域活動の活性化を図ります。

《具体的な取組》

- ◎^{*}元気づくりステーションの立ち上げや運営支援（区、地域ケアプラザ）
- ◎保健活動推進員やヘルスマイトなどと連携協働したロコモ予防の普及啓発（区、地域ケアプラザ）

※元気づくりステーション：シニアが主体的・継続的に介護予防に身近な場所で行うグループ活動

4 子どもからシニア世代まであらゆる人が健やかに生活する環境づくり

- ① 商店街やコンビニ、飲食店、医療機関や銀行等、日常生活で市民が多く利用する機関に協力を依頼することで、身近なエリアの健康づくり活動や健康に役立つ情報を手軽に得られる場や機会を増やします。
- ② 世代を超えて誰もが楽しく気軽に参加、交流できる健康づくりイベントの開催や、地産地消など関連分野と連携した魅力的な取組を進め、健康づくりに取り組むきっかけや仲間をつくる機会を増やします。
- ③ 子どもが地域の中で見守られのびのび遊べる活動や、高齢者がいきいきと活躍する活動を増やし、世代を超えた交流の取組などを通じお互いに力を発揮できる機会をつくります。

《具体的な取組》

- ★病院や企業に情報提供の協力を得て介護予防の情報を区民に届ける（区、地域ケアプラザ）
- ◎保健活動推進員と連携した健康づくりキャンペーンや健康ウォーキングイベントの開催（区）

将来の目指す姿

- 1 子どもや若い世代からの健康づくりや予防の取組が充実し、健康寿命が延伸することで、高齢になっても自分らしい生活を実現できる人が増えています。
- 2 子どもがいきいきと遊び健やかに育ち、高齢者が元気で力を発揮でき、あらゆる世代が笑顔で健康に生活するための環境づくりや取組が進んでいます。
- 3 年代や環境、病気や障害等の違いに応じた多様なニーズに合った健康づくり活動が増え、健康づくり活動を通じたつながりづくりが進んでいます。
- 4 自分や周囲の人の健康について考え、健やかに過ごすために必要なことを理解し実践する人が増えています。

基本目標3－①：さまざまな人たちが地域と関わる仕組みづくりを進めます

現状

- 地域活動の担い手となっている方々を応援することに加え、幅広い区民の参加を促し活動のすそ野を広げていくことが重要です。
- 各地区で開催した地区懇談会で「次世代の担い手が不足している」という声が多く出されました。
- 担い手として幅広い区民の参加を得るには、支援する公的機関（区ボランティアセンター、地域ケアプラザ、区民活動支援センターなど）が連携を深め、協力することが求められています。
- 効果的な担い手育成につながるよう、活動の担い手に関する現状把握や分析、ニーズ把握等を行い、意欲のある人を実際の活動につなげていくための支援や取組が必要です。
- 地域ではさまざまな活動が行われており、その活動をさらに充実するためには、お互いが情報を共有したり、担い手同士がつながるような機会が必要です。

5年間の取組の方向性

1 地域人材の育成

- ① ボランティアや担い手に関する現状分析とニーズ把握を行い、効果的に担い手の育成につなげ、組織化していきます。
- ② 高校や大学、専門学校とコラボレーションした取組を行い、若い世代を地域のボランティア活動等へつなげていきます。

≪具体的な取組≫

- ★ボランティアや担い手に関する現状分析とニーズ調査の実施（区、区社協、区民活動支援センター）
- ★地域活動やボランティアの実践講座等を大学や専門学校との連携事業として実施（区、区社協）
- ★高校や大学内でのボランティアセンターの設置の働きかけ（区社協）

2 地域を支える人材の活動支援

- ① 区ボランティアセンター、地域ケアプラザ、区民活動支援センターが連携して、ボランティアの相談支援やコーディネートを検討します。
- ② 地域で活動している人やボランティアなどの交流会や勉強会、研修等を行い、スキルアップにつなげます。

≪具体的な取組≫

- ◎区ボランティアセンター、地域ケアプラザのコーディネート機能の充実（区社協、地域ケアプラザ）
- ◎民生委員児童委員、保健活動推進員などの交流会や研修会の充実（区、区社協）
- ◎担い手同士をつなぐ「かめっ子交流会」や「かめっ子全体研修会」、「こんにちは赤ちゃん訪問事業意見交換会」等の開催（区、地域子育て支援拠点「かなーちえ」）
- ★サロンの運営の充実と連携を図るための「サロン連絡会」（仮称）の開催（区社協）

将来の目指す姿

- 1 あらゆる世代の人たちが気軽に地域と関わる仕組みができ、福祉保健活動に参加する人が増えています。
- 2 地域で活動する人たちがやりがいを持って活躍し、それぞれの活動がつながることで、地域活動が活性化しています。

基本目標3-②：地域福祉保健活動を広げるための環境づくりを進めます

現状

- ちょっとした困りごとを地域の中で解決するためには、地域主体の地域福祉保健活動は欠かせず、立ち上げのための支援が求められています。
- ちょっとした事に困っている住民を支援している地区がありますが、その取組や活動を継続拡充していく必要があります。
- 定年後、自分の趣味や生きがいのための活動を始める人が地域の中にはたくさんいます。これらの活動を地域課題の解決に結びつけるような仕掛けが必要です。
- 地域における福祉保健課題が多様化する中、課題解決に向けた取組をさらに進めていくには、地域のみだけでなく福祉施設や企業などとの連携、協働が必要となっています。

5年間の取組の方向性

1 地域福祉保健活動の充実

- ① 身近な地域でちょっとした困りごと等を解決するため、ボランティアや市民活動者の登録や相談、コーディネートなどを行う地区ボランティアセンターの立ち上げを支援します。
- ② 趣味や生きがいにつながる活動を地域福祉保健活動に発展させるためのきっかけづくりや働きかけを行い、地域の課題解決につなげます。

≪具体的な取組≫

- ★担い手発掘を目指した連合自治会等との協働による地域人材マッチングの取組（区、区民活動支援センター）
- ◎地域住民による地区ボランティアセンターの立ち上げ及び運営支援（区社協）

2 事業者等との連携

- ① 企業の地域貢献の取組を応援するとともに、地域と企業が連携して課題解決に取り組む風土づくりを進めます。
- ② 施設や事業者の強みをいかし、住民と協働して地域福祉保健に関する課題解決に向けた取組を進めます。

≪具体的な取組≫

- ◎企業の地域貢献活動に向けた活動支援や参加の呼び掛けを行うための相談窓口（区社協）
- ★社会福祉法人の社会貢献の具体的な方法等を専門機関部会（各施設分科会）で検討（区社協）

将来の目指す姿

- 1 地域福祉保健活動が継続、拡充するための環境が整備でき、地域の課題に応じた様々な活動が広がっています。
- 2 福祉施設や事業者等と協働・連携することで、地域特性に応じた多様なニーズや課題の解決につながっています。

基本目標4－①：地域の力を強くする基盤づくりを進めます

現状

- 自治会町内会は、地域での生活を多くの側面から支える重要な役割を担う団体です。自治会町内会に加入する人や活動に協力する人が増えるよう、具体的に何をしている組織なのか、どのような目的をもって活動しているのかなどを広く知らせることが必要です。
- さまざまな地域課題に関しては、自治会町内会と地区社協が課題に応じた対応をしてきましたが、課題が複雑化している現状から、両者が一体的となって取り組みを進めることが必要です。
- 高齢者から子どもまでを対象とした地域の相談役として民生委員・児童委員が活動しています。しかし、一人暮らし高齢者や児童虐待、生活困窮者の増加など難しい支援を必要とする人が増えており、公的機関とのさらなる連携の強化が求められています。また、民生委員・児童委員の活動を地域全体で支援するような仕組みも必要です。
- 地区別計画策定推進懇談会では防災対策を取り上げた地区が多く、自治会町内会ごとの防災マップの作成や防災を通じたマンションとの交流などを具体的な取組としている地区があります。

5年間の取組の方向性

1 自治会町内会、地区社協等の身近な地域組織の充実

- ① 地域の支えあいの基盤となる自治会町内会の活動について、様々な機会を捉え、わかりやすく周知していきます。
- ② 自治会町内会と協働し、加入促進の取組をさらに進めていきます。
- ③ 多くの住民が負担に思わず自治会町内会活動に参加できる仕組みを地域とともに考えていきます。
- ④ 地域福祉の推進役である地区社協や地区民生委員児童委員協議会の組織運営を支援します。

〈具体的な取組〉

- ◎自治会町内会加入率向上に向けた支援（区）
- ◎地区社協の組織強化に向けた取組及び運営支援（区社協）
- ◎民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの推進（区、区社協）

2 地域で活動している人同士のネットワークづくり

- ① 地域における防災や防犯などの活動を通じて、共助の力が高まるよう支援します。
- ② 地区ごとに地域の実情に合わせた地区別計画の推進体制をつくり、計画の進捗管理と新たな課題の検討等を行う仕組みをつくります。

〈具体的な取組〉

- ◎地域防災力向上に向けた共助推進事業の実施（区）
- ◎地区別計画推進体制の確立及び活動支援（区、区社協、地域ケアプラザ）

将来の目指す姿

- 1 地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行っている自治会町内会や地区社協など地域組織の必要性や意義について理解されることで、地域での支えあいの取組が広がっています。
- 2 地域で活動する人が、お互いの活動や課題等を共有し、連携協働することで、共助の取組が進み、地区別計画の取組が進んでいます。

柱4：身近な支えあいの仕組みづくりとそれを推進する体制づくり

基本目標4-②：区、区社協、地域ケアプラザ等が連携し、地域活動を支援します

現状

- 神奈川区では、平成25年度から地区担当チームを連合単位に配置しています。今後は、地区の窓口としてだけでなく、地区の様々な会合等、話し合いの場に参加して地域課題の解決に向け、ともに考え解決に向けた取組を支援することが求められています。
- *かながわ地域支援補助金や*神奈川区社協助成金を活用し、高齢者サロンの立ち上げやプレイパークの運営など地域で課題となっていたことの解決につながった事例があります。
- 地域ケアプラザや地域包括支援センターには、地域住民や活動団体のニーズを把握し、地域での活動が進むよう支援する役割が求められています。また、地域でのノウハウ蓄積やコーディネート能力の向上、機能充実が必要となっています。
- 区・区社協・地域ケアプラザが地区別計画の進捗状況を把握し、推進を支援するため、定期的に地域との情報交換を行う場が必要です。
- 地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、地域子育て支援拠点等地域の施設は、地域の活動拠点として連携し、地域の課題・情報の共有化を促進していく必要があります。

5年間の取組の方向性

区、区社協、地域ケアプラザ等の連携支援と助成金の活用

- ① 区、区社協、地域ケアプラザがそれぞれの機能を生かし連携し、地域主体の福祉保健課題解決の取組に対して支援します。※コラム参照
- ② 地域の課題解決の取組に、かながわ地域支援補助金や神奈川区社協助成金が有効に活用されています。
- ③ 区内にある[※]地域施設が地域課題や情報等を共有し、事業や取組の連携を図るなど、地域の活動拠点として連携を深めます。

※地域施設：区内にある地域の身近な課題を解決するための機能や人材、情報等を持つ施設
具体的には、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ、地区センター、地域子育て支援拠点、老人福祉センター、コミュニティハウスなど

《具体的な取組》

- ◎地区別計画推進について話し合う場への参加や推進に関する取組支援（区・区社協・地域ケアプラザ）
- ◎地域課題解決のために区域で活用できる補助金制度のわかりやすい広報や事例紹介の実施（区・区社協）
- ★地域施設間連携会議の開催による情報共有や施設間が連携した取組の推進（区、区社協、地域ケアプラザ、区民活動支援センター）

将来の目指す姿

- 1 地区担当チーム（下記参照）の地域支援力が高まり、区社協、地域ケアプラザ、区民活動支援センターと連携し、地域課題解決に向けた支援に取り組んでいます。
- 2 地域の方々に、区、区社協、地域ケアプラザの役割や関係が理解され、どこへ行っても必要な支援につながります。

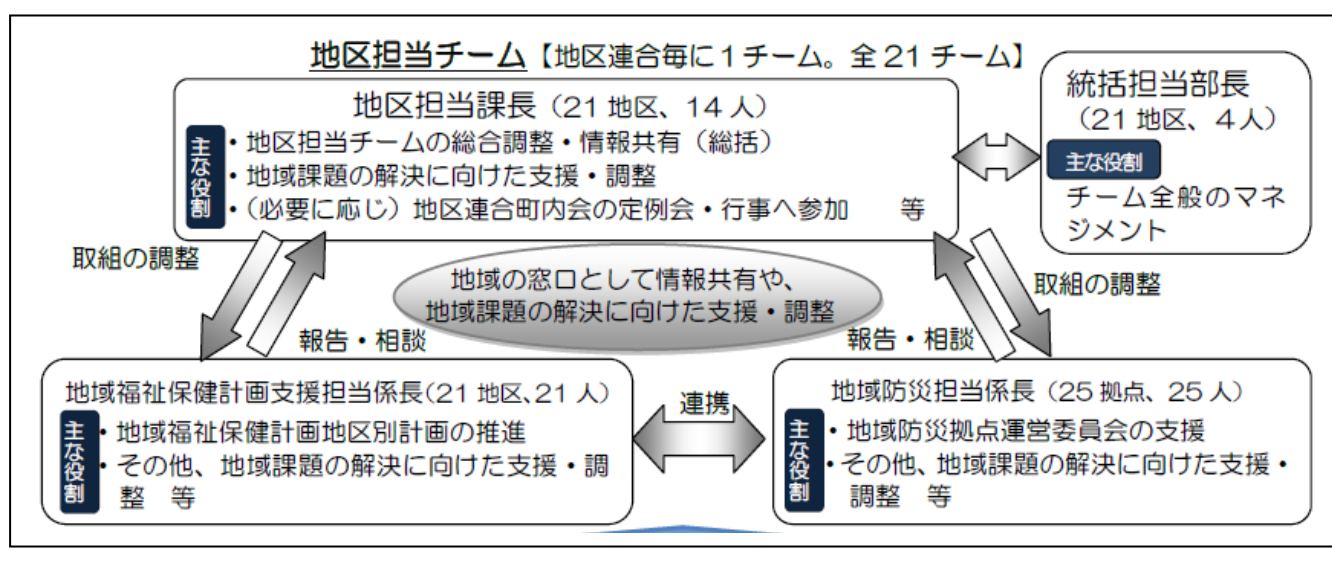
皆さんとともに、より良い地域づくりに取り組みます！～地区担当チーム

神奈川区では平成25年度に「まちと区役所をつなぐ」をキーワードに、課長・係長で構成する「地区担当チーム」を21の地区連合単位で設置しました。27年度からは部長も加わり、活動しています。

地区担当チームは地域の会合や様々な行事等に参加し、地域の方と顔の見える関係をつくり、地域が抱える様々な課題解決に向けて皆様と一緒に考え話し合い、行動していくことを目指しています。

また区社協や地域ケアプラザとともに、地区別計画策定・推進の話し合いに参加し、地域で展開されているさまざまな地域福祉保健活動を応援しています。

これからも皆様とともに、「この街に住んで良かった」と感じていただけるような地域づくりを進めていきます。



コラム：区、区社協、地域ケアプラザの連携による地域支援

地域福祉保健計画を推進していく際に大きな役割を果たすのが、区、区社協、地域ケアプラザです。これらの機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地区の状況に応じて様々な活動を支援することで、地域福祉保健計画を推進していきます。

○ 区の役割～地域福祉保健の総合的な機関

区は区社協や地域ケアプラザとともに計画の共同事務局を担うほか、区全体で地域と向き合い、総合的に地域福祉保健計画を進める役割を担います。また公的な福祉保健サービスの提供等も行います。

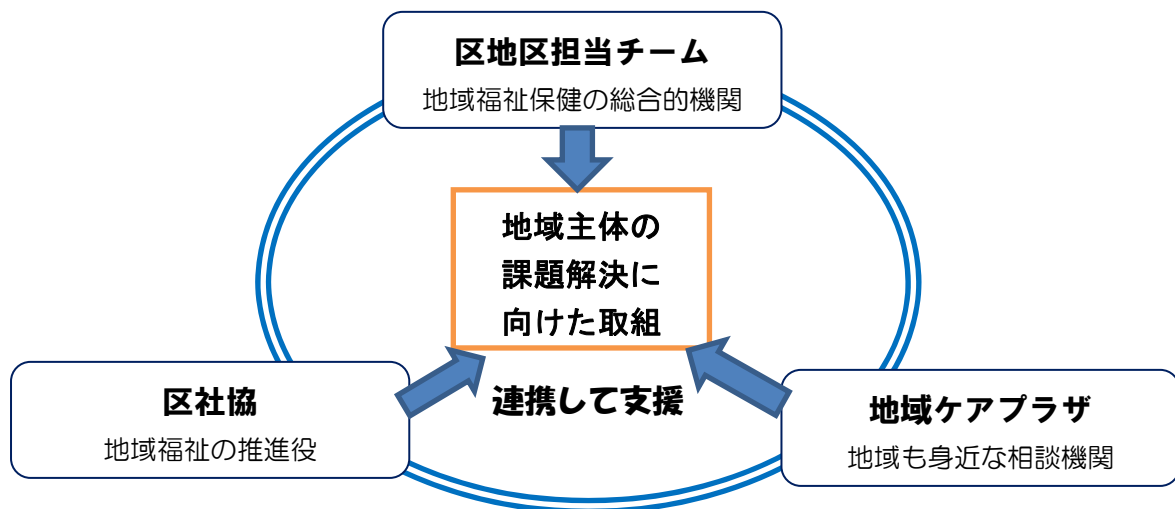
○ 区社協の役割～地域福祉の推進役

区社協は地域福祉の推進を図ることを目的に、地域住民や様々な地域活動団体・施設・関係機関等により組織されています。区役所とともに計画の共同事務局を担うほか、地域人材の育成やボランティア活動支援、福祉教育の推進等を行います。

○ 地域ケアプラザ（特別養護老人ホーム地域包括支援センターを含む）の役割～地域の身近な相談機関

地域ケアプラザには、地域活動交流や福祉保健の相談・支援（地域包括支援センター）の機能があります。その機能を活かし、地域で行われている福祉保健活動への支援や情報提供、地域のニーズに応じた自主事業の実施、関係団体同士のネットワーク化、活動場所の提供等を行います。

【区・区社協・地域ケアプラザの連携による地域支援イメージ図】



各機関の強みを生かした地域支援に向けて～エリア別職種間連携会議（仮称）の実施～

反町地域ケアプラザと区社協では月1回「職種間連携会議」（仮称）を開催し、反町地域ケアプラザが担当している地区内での地域活動の状況や課題、活動している人たちの情報など地域にかかわる様々な情報を共有し、支援等の方向性を確認しています。会議で一堂に介し、地域との関わり方や役割分担等を明確することで、支援方法を検討し具体的な地域支援につなぐことができています。またエリア別に行うことできめ細かい対応もできます。区も参加し他の地域ケアプラザでも「職種間連携会議」を実施することで、3者の機能を有効に活用した地域支援を区内全地区で展開していきます。



5 地区別計画

(1) 地区別計画とは

「地区別計画」はそれぞれの地区の特性に合わせ、計画期間に地域が主体となって地域の課題解決に向けた取組を進めるための計画です。第3期計画からは21ある地区連合町内会エリアを単位として策定しました。

「地区別計画」では、それぞれの地区の概要と5年間で目指すべき姿、目標及び具体的な取組などについてまとめています。

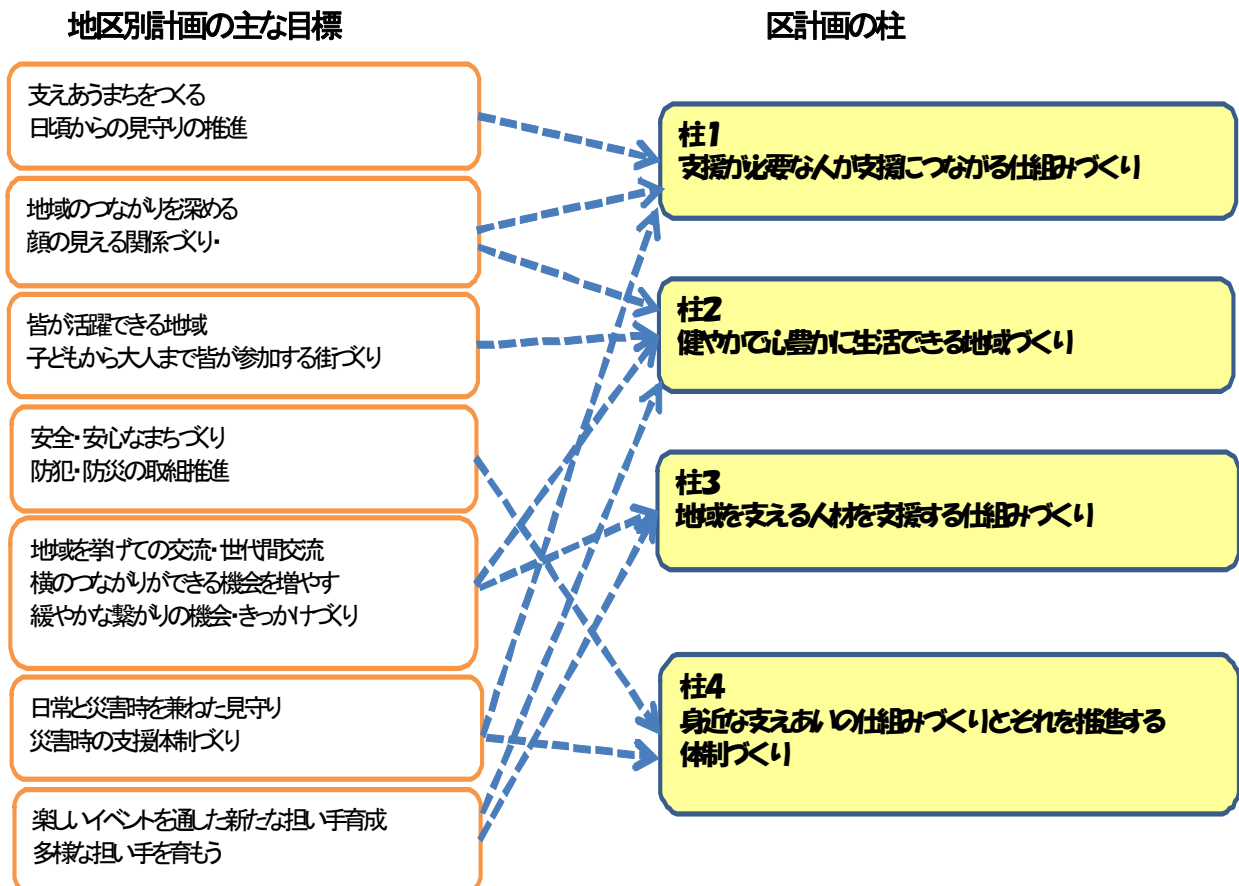
(2) 策定経過

地区別計画の策定にあたっては、各地区での取組や地域課題について振り返り、第3期計画期間中に目指すべき目標や具体的な取組について話し合うため、「地区別計画策定推進懇談会」が開催されました。

「地区別計画策定推進懇談会」は、平成27年2月以降、各地区3回程度開催され、自治会町内会、地区社協、民生委員・児童委員等地域で活動する団体の方が参加しています。

なお、地区別計画策定推進懇談会で把握された各地区に共通する課題は、区計画の中にも反映させています。

【地区別計画と区計画の関係】



(3) 21地区の計画

地区名	目指す姿（スローガン）	5年間の目標
新子安	支え合う 笑顔のまち 新子安	①ネットワークでつながろう！そして、いざという時に支え合えるまちを目指そう！ ②顔と名前がわかるご近所さんを増やそう！そして、多様な担い手を育もう！
子安通一丁目	みんながつながり、みまもりを進めながら、お互いにささえあうまち 子安通1丁目	①地域住民同士の「つながり」を深め、「ささえあい」を推進します ②災害時への備えと、ふれあい訪問等を活用した「みまもり」の推進と要援護者の把握
入江	入江は 隣人の絆と連携から笑顔があふれるまち	①日頃から声をかけあえる関係づくり ②災害時の避難と支援の仕組みづくり
神之木西寺尾	支え合う「向う三軒両隣」のまち 神之木西寺尾	①日頃から顔の見える関係づくりを充実させよう ②情報交換・共有の機会となる場を充実させよう ③いざという時、誰もが助け合える仕組みをつくらう
松見	笑顔であいさつ松見町、住んでよかった松見町 ～世代を超えて人・組織が活動し、支え合うまち～ ～身近な支え合いでつくる笑顔と安心のまち、松見～	①支え合いの仕組みと場をつくる ②災害時の対応を充実させる ③魅力ある行事を通じて地域の絆を強める
大口・七島	みんなで助けあう町 大口七島 「安心、安全な街」を作るために、「共助」を強化することを目標に把握、見守り、支え合いを各自治会町内会で重点的に取り組む	①高齢者・要援護者 支援 ②防災・減災への取組 ③世代間交流 ④健康づくり ⑤子育て支援・青少年見守り
白幡	つながり 安心 支えあい 白幡	①隣近所をつながりから大きな輪を広げよう ②安全安心なまち・白幡を目指そう ③見守り合いの仕組みをつくらう ④みんなが活躍できる地域をつくらう
神奈川	つながる 広がる 神奈川の「わ」	①地域の見守り、支えあいを広げていこう ②さまざまな世代へつながりと活動の担い手を広げていこう
幸ヶ谷	柔らかに、ゆるやかにつながる 幸ヶ谷	①「さりげない見守り」を定着させよう ②地域のつながりを広げよう、深めよう
神西	向こう三軒両隣 普段から笑顔のあふれる街 神西	①安全・安心な街づくり ②いつまでもだれでも地域で住みつけられる街づくり ③子どもから大人までみんなで参加する街づくり
浦島丘	つながりあって安心なまち 浦島丘	①防災意識を高め、安心・安全なまちづくりに取り組もう！ ②地域ぐるみのつながりと担い手育成を進めよう！
青木第一	緩やかな繋がりで様々な人が地域で支え合うまち青木第一	①日常的な見守り・支え合いから災害にも強い町をつくらう ②緩やかにつながる場やきっかけをつくらう ③若い世代が地域への愛着を持ち、自由に意見を言い合える場をつくらう
青木第二	防災を通じた世代間交流のまち “青木第二”	①（平常時の取組み）ふれあい訪問と意識啓発を進めよう ②（災害時の取組み）災害時を想定した取組みを進めよう
三ツ沢	多世代がゆるやかにつながって取り組みがまち全体に広がるまち 三ツ沢	①横のつながりができる機会を増やそう ②災害時の支援体制の仕組みをつくらう ③地域活動の参加を拡げ、担い手を育もう
神北	地域活動をつなぎ、伝える人材が育つまち 神北	①世代間交流による、地域のつながり強化 ②地域のつながりづくりのための、情報把握・情報共有 ③日常的なつながりの中で、緊急時への備えを徹底
六角橋	お互いさまでつながる、六角橋	①災害時にも支え合えるしくみをつくります ②地域の人・もの・情報を活用し、日常のつながりをつくります
神大寺	つながり支えあうまち、神大寺	①心が通い合う顔の見える関係づくり ②地域の特性にあった安心して暮らせるまちづくり
片倉	見守りから広げよう！お互いの顔が見えて、安心して暮らせるまち片倉	①日常と災害時を兼ねた見守りを充実させよう ②防犯と防災の取組をすすめよう ③楽しいイベントを通して新たな担い手を発掘、育成しよう
菅田	助け合えるまち 交流のあるまち 菅田	①地域で助け合える関係づくりを進めよう ②地域をあげてのふれあい・交流の機会を増やそう
羽沢	助け上手、助けられ上手な街 羽沢	①身近なところで交流をする機会を増やそう ②お互い様で支えあう仕組みづくりを進めよう ③幅広い取組からさまざまな担い手を育もう
三枚	みんなでとりくむ「住みやすい町」三枚	①高齢者の見守り 日常のサポートを進めよう ②子どもの見守り 子どもと地域の関わりを増やそう ③震災時の助け合い 日頃から備えておこう

6 推進について

この計画は地域の皆さんと区、区社協、地域ケアプラザが協働して作成しました。
ここでは、計画の推進の考え方と進捗状況を確認する体制を明確にします。

(1) 区計画の推進の考え方と推進組織について

ア 区計画の推進の考え方

地域福祉保健計画は、区民の皆さまや活動団体、様々な事業者等と区、区社協、地域ケアプラザが目標や取組の方向性を共有し、協働して活動や取組を進めることで、推進を図っていくものです。着実な推進のためにも、お互いの活動を理解し尊重しつつ役割を明確にしていくことも重要です。

イ 区計画の推進組織の構成と役割

区計画全体の進捗状況を確認し、計画推進に必要な取組等を検討する体制を次のように整備します。

(ア)「〇〇〇（愛称）」策定推進会議

第3期計画の策定及び推進を目的に、自治会町内会長をはじめ、福祉や保健、医療その他各種団体の代表や学識経験者から構成される会議です。この会議を推進・進捗確認の場と位置付け、計画の推進や振り返りを協議していきます。

【役割】

- ・ 区計画に挙げられた取組について、区、区社協、地域ケアプラザ、関係機関が年度毎に作成する「年間計画」に基づき、進捗状況の確認を行います。
- ・ 計画を推進することにより、地域にどのような変化があったのか、計画期間の中間期に成果と課題の振り返りを行います。

(イ) 神奈川区地域福祉保健推進会議

保健、医療、福祉関係団体の代表者や地域関係団体の代表者等で構成された会議で、神奈川区の地域福祉保健施策の総合的な推進に関することなどを協議する場となっています。「〇〇〇（愛称）」策定推進会議で協議された内容を報告し、意見等をいただく場とします。

(2) 地区別計画の推進の考え方と推進組織について

ア 地区別計画の推進の考え方

地区別計画は策定の段階から「地域の皆さんで作った地域のための計画」であり、その推進も地域主体で進めることとなります。計画に記載がある取組は地区で活動する様々な人や団体がそれぞれの活動の中で取り組むことも多く、その進捗状況等を確認したり、取り組んでいく上での課題等の共有の場が必要です。

イ 地区別計画の推進組織と役割

(ア) 推進組織の構成

各地区では、地区別計画の推進・進捗管理を担う体制（「〇〇地区」（策定）推進会議）を作ります。21ある連合町内会エリアごとに状況は異なりますが、自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会など地域の活動団体や地区の中で活動する様々な分野の方々の参加により構成します。これまである既存の組織（支えあい連絡会など）を活用することも考えられます。

(イ) 役割

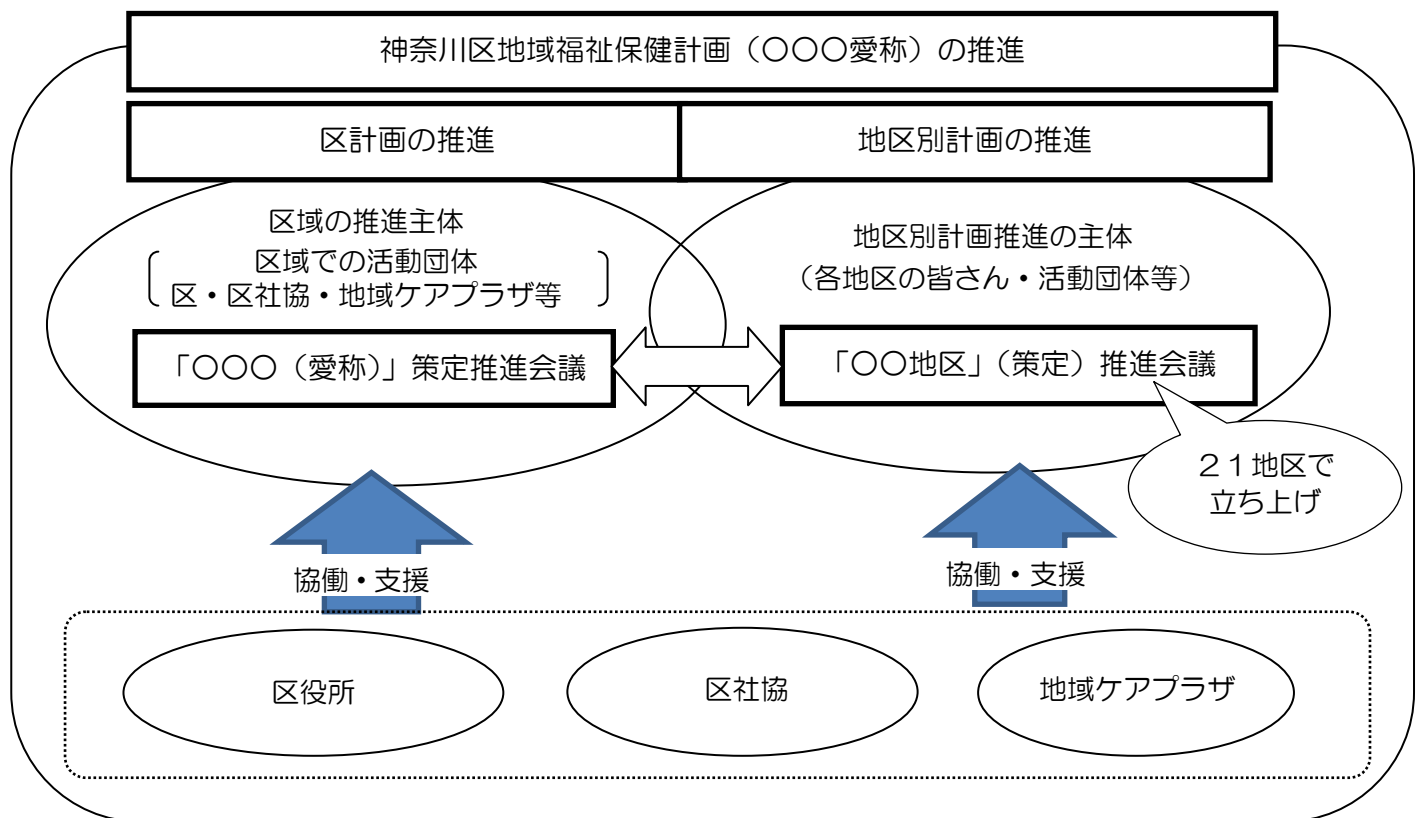
- 地区別計画に挙げられた取組の進捗状況の確認を行います。
- 地区別計画の推進に関する事を検討し、決定します。
- 目標の実現のために、さらに必要な取組があれば検討し実行につなげていきます。

○地区別計画の推進にあたっては、区地区担当チームと区社協、地域ケアプラザがチームを組んで地域の様々な活動を支え、応援していきます。

【地区担当チーム・区社協・地域ケアプラザの役割】

- ① 各地区の（策定）推進会議の支援
- ② 地域の状況・課題の整理、情報提供、課題や取組の提案
- ③ 地区の課題（多くの地区での共通課題）を区全体の取組につなぐ など

【計画推進のイメージ図】



(3) 計画の振り返りについて

ア 計画全体の振り返り

年度ごとに「年間計画」を立て、「〇〇〇（愛称）」策定推進会議において、目標に沿った取組がどの程度進んだか、次年度に向けての課題は何か、新たに取り組むべきことはないかなどを協議します。その結果を「神奈川区地域福祉保健推進会議」に報告し、意見等をいただきます。

イ 地区別計画の振り返り

(ア) 地区ごとの振り返り

地区ごとに組織されている「〇〇地区（策定）」推進会議を、年2～3回程度開催し、進捗状況の確認等を行います。主な推進団体等がどの程度取組を進めたか、団体同士の活動状況の共有等も行い、次の活動につなげていきます。年度当初の開催では、前年度の活動の振り返りを、年度後半ではこれまでの活動を踏まえての次年度の取組等を検討します。

(イ) 地区間での情報共有

それぞれの地区でどのような目標を持って活動を進めているのか、具体的な取組内容等の情報交換、発表の場として、「地区別計画取組発表会（みんながつながるまちのつどい）」を年1回開催します。

資料編

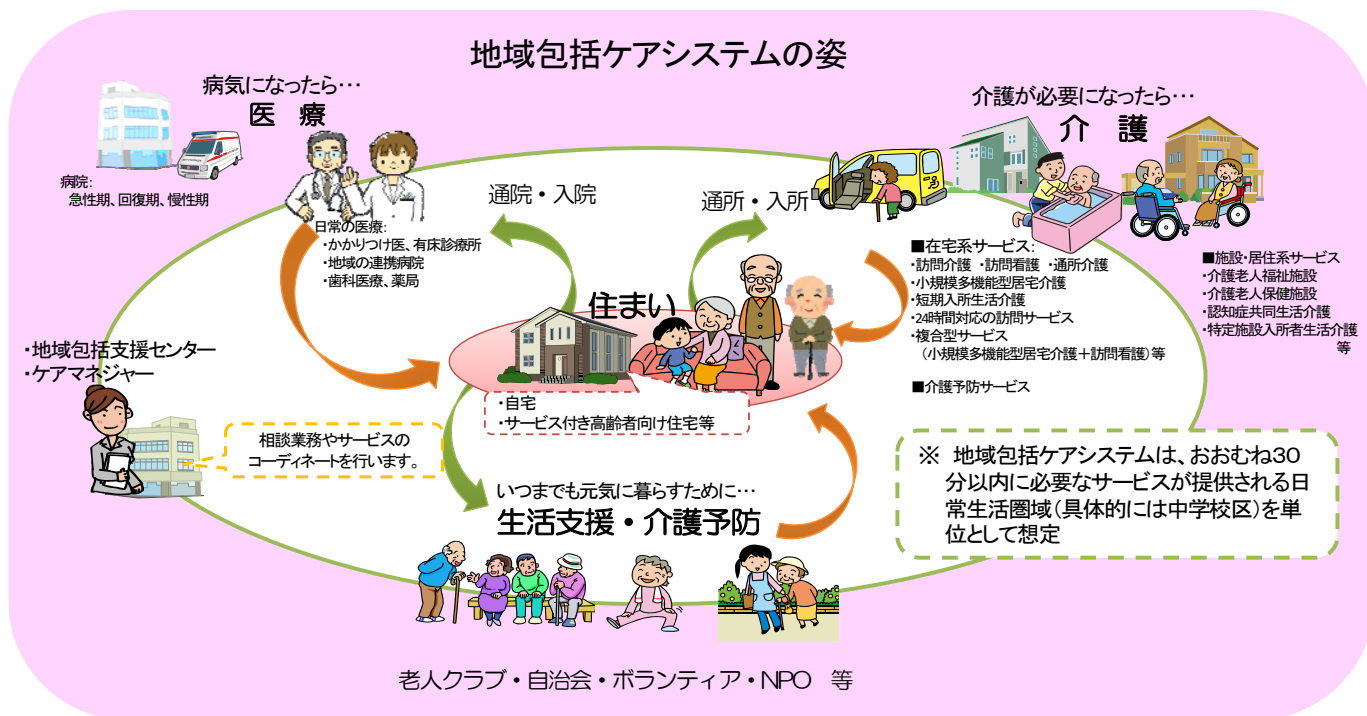
■計画中の用語について

「地域包括ケアシステム」と「地域ケア会議」

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことを言います。おおむね30分以内に医療、介護等の必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。国においては、戦後まもなく生まれた団塊の世代（全国約600万人）が75歳以上となる2025年を目途にこのシステムを各自治体が構築することを目標としています。

また、高齢者個人に対する支援をより充実させると同時に社会基盤の整備を進め、このシステムを着実に実現していくうえで有効な手法として「地域ケア会議」があります。医療、福祉、介護等の多職種による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別課題を解決し在宅生活の限界点を引き上げると同時に地域課題を明らかにして、必要な資源開発や地域づくりにつなげていくことを目標としています。横浜市においては、個別ケースの検討を行う会議のほか、日常生活圏域に設置している地域包括支援センター（多くは地域ケアプラザに設置）レベル、区域レベルと重層的な構成により、課題解決に取り組めるような仕組みとしています。

計画期間が平成27年度～29年度の「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（よこはま地域包括ケア計画）」では、地域包括ケアシステムを実現していくため、さまざまな取組が予定されています。



(参考:「平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書」)

「生活困窮者自立支援制度」

平成 27 年 4 月、生活保護には至らないが何らかの生活困窮状態にある方を対象として、就労支援など自立に向けた支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。この制度では、相談によって現状の課題を整理し、支援計画を立て、計画に沿って就労支援などの支援を、包括的、継続的に行いま

す。一部に金銭給付はありますが、支援者が、本人と一緒に課題を整理して計画を立て、本人に寄り添って課題解決に向けて支援を行う、という人的サービスが基本であることに、この制度の特徴があります。

具体的な支援策としては、(1) 就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立の段階から支援する「就労準備支援事業」、(2) 住居のない方に一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施する「一時生活支援事業」、(3) 家計の見直し、お金のやりくり、債務の整理などについて継続的に支援する「家計相談支援事業」、(4) 軽易な作業を提供しつつ一般就労につながる支援を社会福祉法人等が行う「就労訓練事業(中間就労)」、(5) 離職により住宅を失った方に家賃相当額を支給する「住居確保給付金」(有期)、などがあり、これらの支援策を、単独または組み合わせて支援を行っています。

横浜市は、平成27年4月、区の「保護課」の名称を「生活支援課」に改め、生活保護制度と並行して生活困窮者自立支援制度の事務を行っています。

「地区社会福祉協議会(地区社協)」

地区社協は、地区連合町内会を単位に組織され、区内には21か所組織されています。同じ地区に暮らす住民同士が、自分の住む地域の福祉課題を共有し、その解決に向けて活動を進める任意の組織です。

構成するメンバーは、自治会町内会、民生委員・児童委員をはじめ地域の関係者・団体等で組織され、福祉のまちづくりという共通の目標に向かって、それぞれの団体・組織の持ち味を活かして協働で「地域福祉の推進」に取り組んでいます。

主な活動として、住民に福祉意識を醸成するための「広報活動」、つながりをつくる「啓発・交流活動」、要援護者等を対象に食事サービスやサロン活動や福祉マップ作りなど、様々な活動が展開されています。

地区社協の財源の多くは、地域の皆様からの共同募金の配分金や会費、そして市社会福祉協議会からの補助金等があります。

「地域福祉の推進」を進める役割をもった地区社協と、地域での生活を多くの側面から支える役割を担う自治会町内会が連携協力し、一体となってさまざまな地域課題の解決に取り組むことが「地区別計画」の推進につながります。

「難病」を理解するために

「治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病」を難病と呼んでいます。完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態の疾患が多くなっています。「難病」というと、「寝たきりである」とか「生命の維持が困難である」というイメージがあるかもしれませんが、自立生活を送れないことや生命の維持が困難なことは難病の条件に含まれていません。

そのため、外見上・行動上周囲から分かりにくい場合もあります。また症状に変化があり、特にストレス・疲労により症状が悪化する場合があることや、定期的な通院が必要なことは、多くの難病のある方に共通する状態像です。長く治療を要することから、「病気をもちながら働く(働き続ける)」ことが大きな課題になっており、例えば、難病患者の病状に応じた業務軽減や通院への配慮の必要性などが周囲に理解されにくい状況があります。難病のある人を取り巻く周囲の理解を促す取組も合わせて進めていく必要があります。

難病の種類は多種多様で、糖尿病や高血圧と変わることがない疾患もあります。実際、うまく病気と

付き合いながら生活を送っている人も多くいます。「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解することが大切です。

難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。現在、指定難病は306種類が指定されています。

「障害」を理解するために

障害者基本法において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

身体障害には、肢体不自由などの四肢体幹機能の障害、視覚や聴覚などの感覚器の障害、心臓、腎臓機能などの内部機能障害などがあります。知的障害は、以前は精神遅滞と表現されていました。おおむね18歳までに知的な発達に遅れが生じ、その遅れにより年齢に応じた適応行動等が困難となっている状態です。精神障害は、統合失調症、その他の精神疾患（例：躁鬱病）のほか薬物などによる依存症（例：薬物依存やアルコール依存）等の精神疾患を有する者とされており、精神や行動に特定の症状があり、判断能力の低下など生活上の障害がある状態です。

また、発達障害とは、ある特定の事物へのこだわりがあったり、言葉によるコミュニケーションや対人関係を作ることが苦手であったり、物事に集中できない、他の能力に比べ漢字の読みだけが著しく劣るなどの特徴的な症状が、低年齢において発現するものです。自閉症、アスペルガー症候群、学習障害などがあり、一部に知的な遅れを伴う場合もあります。

このようにさまざまな障害がありますが、その程度も一人一人違ってきます。特段の支援を必要としない人もいれば、生活の一部に福祉サービスを利用して自立している人もたくさんいます。障害者の方は皆さんの身近に暮らしています。また、障害者が日中活動をしている作業所なども皆さんの身近にあります。地域でお互いが交流を重ねることで理解を深めていきたいものです。

「福祉教育」

福祉教育は子どもを対象とした学習教育だけでなく、大人も含めたすべての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて「共に生きる力」を育む取組です。

福祉教育を推進することで、全ての人がかげがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく、地域の中でともに支えあい、「ともに生きる力」が育まれていきます。

区社協では、小中学校や高校、また区内の企業等に向けて、障害の理解や手話講座、車いす体験などニーズに応じた福祉教育を、障害者団体や地域ケアプラザなどと連携して実施しています。

例えば、区内のある事務所が、社会・地域貢献として、毎年障害のある組合員さんやその家族、福祉施設から障害のある方を募り、旅行会を開催しています。その旅行に参加するボランティアの方を対象とした「車いす体験」を行い、参加者は、車いすの操作や注意点等を実際に体験しながら学びます。参加者からは「車いすに乗車している方の怖さや不安な気持ちを知ることができた」「単に操作するだけでなく、思いやりを持って安全に操作しようと思う」などの声が聞かれます。

これからも区社協では、さまざまな機会をとらえ、多くの方に「福祉について考える」取組を行っていきます。

「認知症サポーター養成講座」と「認知症キャラバン・メイト」

「認知症サポーター養成講座」は、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。この講座を受講した人は、認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）をつけ、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人あるいは商店・交通機関等で手助けをする、などそれぞれができる範囲で活動しています。

また、「認知症サポーター養成講座」を自治体と協働で開催し、講師役を務めているのが「認知症キャラバン・メイト」です。キャラバン・メイトになるためには、所定の研修を受講し、登録する必要があります。

「自立支援協議会」

自立支援協議会は、障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等やその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、これら関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。

横浜市では、地域の実情を踏まえた支援体制やネットワークの構築ができるよう、各区に自立支援協議会を設置しています。運営の事務局は、各区役所とともに社会福祉法人型地域活動ホームが担っており、関係機関の代表者が集まる全体会議と、担当者による担当者会議、具体的なテーマで検討を行う部会等を設置しています。また、区域だけでは解決が難しい課題の共有や新たな社会資源の創出に向けた検討などを目的に、ブロック連絡会や市自立支援協議会を設けています。

神奈川区では、平成 19 年度に神奈川区自立支援協議会を設置し、区内の障害福祉サービス事業者、特別支援学校及び区内小中学校も含めた 40 を超える機関が参画し、障害福祉に関する課題や連携をテーマに検討を重ねてきました。引き続き、障害のある方やそのご家族が安心して暮らしていける地域づくりを目指し、様々なことに取り組んでいきます。

「支えあい連絡会」

地域の福祉保健活動に取り組む団体、グループ、事業者、個人等が連携をはかることにより、それぞれの活動の推進とともに、課題の共有から地域課題への取り組み、支えあいの地域づくりの発展をめざすことを目的として、平成 12 年から地域ケアプラザ単位で開催してきました。現在まで継続して開催されているのは、菅田地区と羽沢地区のみですが、考え方は、地区別計画の推進に引き継がれています。

「神奈川県地域子育て支援拠点かなーちえ」

「かなーちえ」は神奈川区の地域子育て支援拠点です。

横浜市の各区に1か所設置されている地域子育て支援拠点は、就学前の子どもとその保護者や妊娠中の方とその家族が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行っています。地域で子育て支援に関わる方のために研修会などの人材育成やネットワークづくりにも取り組んでいます。

東神奈川駅前の東部療育ビル内のほか、沢渡三ツ沢地域ケアプラザ、羽沢地区自治会館でサテライトひろばも開催しています。連日たくさんの親子や地域の人たちが遊びに来ています。

＜かなーちえの7つの機能＞

- ①「親子のひろば」：赤ちゃんから就学前の子どもと家族が自由に過ごせるひろばです。
- ②「相談」：ちょっとしたことも気軽に相談できます。専門相談員による相談日もあります。
- ③「情報」：旬の子育て&地域の情報など様々な情報、通信の発行やHPの発信も行います。
- ④「ネットワークづくり」：人・グループ・施設等とのネットワークをつくり、関係を紡ぎます。
- ⑤「人材育成」：子育てを育む、温かい風土づくりのために、講座や研修会などを開き、ともに学び、語り合う機会をつくっています。
- ⑥「子育てサポートシステム」：地域での子どもの預かりあいをサポートします。
- ⑦「利用者支援」：専任スタッフによる個々のニーズに応じた相談と関係機関等との関係づくりを行います。

「養育支援連携会議」

子どもの虐待の早期発見・早期対応を効果的に行うには関係機関の密接な連携が必要です。そこで、平成21年度から、地域に根差した関係者同士の連携を深める機会として「養育支援連携会議」を開催し、神奈川区独自の地区別ネットワークづくりに取り組んでいます。会議には民生委員・児童委員、主任児童委員の地域関係者や学校、保育園、児童相談所などが参加し、各機関や地域が把握する子どもや家庭の状況を共有し、今後の支援のあり方などを確認、協議する機会となっています。

「かながわ地域活動ホームほのぼの」

横浜市では、障害者の日中活動の拠点として地域活動ホームを整備してきました（現在の機能強化型地域活動ホーム）。しかし、地域で暮らす障害者のニーズに応じていくには、機能や設備面での限界があったことから、横浜市では平成11年度から新たに機能面や設備規模を拡充した「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」を各区に1か所整備を行ってきました。神奈川区では、平成19年4月に神大寺に「かながわ地域活動ホームほのぼの」が開所しました。障害児・者および家族からの相談を専従体制で受けるほか、看護職も配置し医療的なケアを要する重症心身障害者を含む多様な障害者の日中活動の支援や専用スペースでのショートステイ事業など、在宅生活を送る障害者の支援の中核的役割を担っています。

「神奈川県徘徊高齢者 SOS ネットワーク」

神奈川県徘徊高齢者 SOS ネットワークとは、認知症高齢者の方が徘徊により、行方不明になった場合に、できるだけ早く発見、保護するためのしくみです。事前に徘徊の可能性のある高齢者ご本人を区役所に登録していただくことにより、ご家族にも安心していただけます。神奈川県内の地域・警察・区役所がネットワークとなってこの事前登録システムを支えています。

「成年後見制度における市民後見人制度」

平成12年に開始となった成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方々に対し、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産の管理や介護保険サービスや障害福祉サービスの利用に必要な契約を結ぶことで、本人の保護や支援を行う制度です。対象者の判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、後見人等は家庭裁判所から選任されますが、これまでの多くは親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選任されてきました。

しかし、高齢化の進展により今後、飛躍的に後見制度利用ニーズが高まることが見込まれるなかで、後見制度を必要とする方の生活に寄り添い、地域の実情に合った支援が行える人材として、市民後見人の必要性が出てきました。平成24年4月の改正老人福祉法では、市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定が設けられました。

このことを受け、横浜市では、平成23年6月～12月にかけて、本市にける市民後見制度の在り方を検討する「横浜市における市民後見人に関する検討会」が開催され、平成24年2月には報告書をまとめ、平成24年度から横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターにおいて西・緑・青葉のモデル3区で市民後見人養成の研修を行い、平成26年4月には横浜市市民後見人バンクに登録を開始しました。平成26年度には全市を対象に養成研修を行い、平成27年度9月末現在市民後見人バンクには71人が登録しており、すでに8人が家庭裁判所に選任されています。

「障害者後見的支援制度」

この制度は、横浜市からの委託を受けた後見的支援室が地域の住民と一緒にになり、障害者の日々の生活の見守りや定期的な訪問をしながら、障害者やその家族の将来の希望や不安などの相談を受け、「親亡き後」も含めた生涯にわたり寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えていくものです。

18歳以上の障害者およびその家族が利用対象者であり、各区の後見的支援室に登録をすることで制度の利用ができます。民法に基づく成年後見制度ではないため、金銭管理や契約の代行などは行いません。

具体的には、後見的支援室のあんしんマネジャーが本人の暮らしや希望する目標を聞き取り、本人を見守る体制や目標実現の計画を作ります。また、マネジャーとは別にあんしんサポーターが定期的な本人訪問を行い、ご本人の様子を確認していきます。このほか、後見的支援制度では障害者の日々の見守りを行い、何かあった際に後見的支援室との連絡をとる地域住民（あんしんキーパー）の方の協力体制を確保していくことにしており、後見的支援室があんしんキーパー確保のための活動を行っています。

地域で生活を送る障害者に対して気軽に支援ができるものですので、あんしんキーパーの登録の相談等、気軽に後見的支援室を訪ねてほしいと思います。（神奈川区では平成27年3月から地域活動ホームの分室「おんぷ」が後見的支援室として活動しています。）

「かながわ地域支援補助金」

地域のさまざまな主体が高齢者や障害者等への支援や子育て支援、また地域の魅力づくりなど地域の課題解決に向けた取組を応援するための制度です。

補助金には2つのコースがあります。

■ 区民力発揮コース

区民（在住、在勤、在学）を中心に構成され自主的に運営されている団体が区内を対象に立ち上げる事業に対して3年を限度に補助金等支援（広報等の他支援もあります）。

■ 地域スクラムコース

自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携して新たに実施する事業や取組に対して3年度限度に補助金支援。

「区社協が行う事業費助成（神奈川区社協助成金等）」

区社協では、共同募金配分金、善意銀行寄付金や横浜市社会福祉協議会からの補助金を財源に、地域福祉活動や障害者福祉推進のために行う事業に対して、（食材費や飲食代を除く）事業費、事務費などに助成します。

助成の対象としては、障害者、高齢者等への食事サービスやサロン、家事援助、送迎サービス、子育て支援、障害者の社会参加活動、ボランティア活動、講演会、研修会の開催など幅広く設定しています。また、事業の立ち上げの経費や周年記念事業への支援を行います。

また、この助成金とは別に、年末たすけあいの寄付金を財源に、地域団体や当事者団体が自主的に行う、住民の交流事業等に配分されます。

「つながり de 健康づくり」～ 社会活動等への参加は元気の秘訣！！

健康づくりは、運動や生活習慣の改善が大事ですが、「つながりを作ること」も、健康に良い効果があります。

ある調査では、趣味や社会活動に参加している人は、していない人に比べ健康で自立した生活を続けている人が約4倍も多い、という結果が出ており、社会活動や地域活動等への参加だけでも、健康に良い効果があると分かってきました。また、活動により「つながりができる」ことは、個人の健康に役立つだけでなく、地域社会全体の健康に良い環境づくりにも役立つ、と言われていています。

一人で運動するより仲間と続けること、また地域活動等に多く参加しつながりをつくることも、健康に役立ちます。皆で誘い合って行う地域活動や市民活動は、健康の意味からもとても大切なことです。

■第3期 神奈川区地域福祉保健計画の策定経過

		区計画	地区別計画（21 地区）
27 年	1月	第1回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	2月		第1回
	3月	地域福祉保健推進会議	地区別計画策定推進懇談会
	4月		
	5月	第2回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	6月	グループインタビュー	第2回
	7月		地区別計画策定推進懇談会
	8月	地域福祉保健推進会議	
	9月		
	10月	第3回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議 ↓	第3回 地区別計画策定推進懇談会
	11月	第4回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議	
	12月	素案公表	
28 年	1月	＜意見募集（地区別計画は参考資料）12月21日～1月25日＞	
	2月	第5回 神奈川区地域福祉保健計画策定推進会議 地域福祉保健推進会議	
	3月		
	4月	第3期 神奈川区地域福祉保健計画 スタート！	

■第3期 神奈川区地域福祉保健計画 区計画策定推進会議 委員一覧（敬称略）

	氏名	役職等
1	◎ 豊田 宗裕	聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授
2	福澤 邦康	神奈川区医師会 副会長
3	志村 昌佐	神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 監事
4	萩原 秀子	神奈川区民生委員児童委員協議会 副会長 (兼主任児童委員)
5	児玉 幸代	神奈川区保健活動推進員会 副会長
6	鈴木 ひろみ	神奈川区食生活等改善推進員会 副会長
7	下地 慧子	神奈川区地区社会福祉協議会分科会 片倉地区会長
8	加藤 祥子	神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会 監事
9	高木 保夫	横浜市車いすの会 神奈川区支部代表
10	野中 彪	神奈川区老人クラブ連合会 副会長
11	大森 恵里	子育て支援団体 ままWAっか 代表
12	倉石 芳枝	菅田安心ボランティア 調整役
13	寺田 純一	かながわ地域活動ホームほのぼの 施設長
14	小池 伊左雄	ケアプラザ所長会（反町地域ケアプラザ所長）
15	塚原 泉	地域子育て支援拠点かなーちえ 施設長

◎…座長


×きりとりせん

募集意見① 素案についてのご意見をご記入ください。

×きりとりせん

募集意見② 計画の愛称として一番ふさわしいと思う案に○をつけてください。

1 みんながつながる かめの輪プラン

2 いっぽいっぽ  神奈川区

3 かながわ支え愛プラン

ご意見ありがとうございました。

意見募集① 「第3期神奈川区地域福祉保健計画」(素案)についてのご意見を募集します。
意見募集② 区民の皆さんにとって親しみやすく、身近な計画となるよう、計画の愛称を募集します。裏頁はがき内の3つの案から、1つを選んでください。

【募集期間】 平成27年12月21日(月)～平成28年1月25日(月)

【応募方法】 下記のはがき・FAX045(316)7877
電子メール(kg-fukuhokekaku@city.yokohama.jp)
いずれかの方法にて、募集期間中にご応募ください。

【問合せ先】 神奈川区役所 福祉保健課事業企画担当(横浜市神奈川区広台太田町3-8)
電話045(411)7135 FAX045(316)7877
神奈川区社会福祉協議会(横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川)
電話045(311)2014 FAX045(313)2420

※ 住所・氏名記載の上ご応募いただいた方の中から抽選で20の方に、ヨコハマハイカラレベルから岩井の胡麻油とかめ太郎ハンカチをプレゼントします。なお、当選はプレゼントの発表を以ってかえさせていただきます。
(収集した個人情報は、ご意見の反映とグッズの発送のみに使用します。)

素案冊子は、神奈川区ホームページからもご覧いただけます。

第3期神奈川区地域福祉保健計画 **検索**

✕きりとりせん

郵便はがき

料金受取人払郵便

2 2 1 - 8 7 9 0

神奈川局 承認 1364

差出有効期間 平成28年1月25日まで

《受取人》
横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所 福祉保健課
事業企画担当 行

✕きりとりせん

以下は、差し支えない範囲でご記入ください。
(※プレゼント抽選には、記入が必要です。)

氏名 _____

住所 〒 _____

[歳代]

